

専門委員制度 アンケート結果報告書

2015（平成27）年6月

東京三弁護士会
医療関係事件検討協議会

はじめに

医療訴訟のよりよいあり方を求めて東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が、東京三弁護士会医療関係事件検討協議会を設置し、活動を開始し13年が経過しました。

本協議会は、医療問題を多く手がけている患者側、医療側双方の弁護士がそれぞれのよって立つスタンスを明確にした上で、公平性を保つため原則として患者側、医療側半数ずつ、ほぼ同数の協議委員で構成され、医療関係事件の諸問題とともに議論し、情報を共有することにより、相互の理解・協力のもとに医療過誤訴訟をはじめとする医療関係事件のより公平・公正・迅速な解決に資することを目的に発足しました。

以来、本協議会では、カンファレンス鑑定検証小委員会、ADR検証小委員会、専門委員制度検証小委員会等、各種の小委員会を設置し、医療関係事件に関する諸制度の検証・検討などを行って参りました。

専門委員制度検証小委員会では、2004（平成16）年4月に施行された専門委員制度の医療事件における実際の活用の仕方や運用上の問題点につき検証し、第1次アンケート調査の結果をふまえ、2008（平成20）年3月に報告書を公表しました。

今回、その後の、第2次アンケート調査及び第3次アンケート調査の結果をふまえ、動きつつある「医療関係事件における専門委員制度の活用・運用」の実態を報告するとともに、気のついた点につき提言を行うことで、専門委員制度の運用が法の趣旨にそったよりよき制度となることを願って、ここに本報告書を公表する次第です。

2015（平成27）年6月1日

東京弁護士会

会 長 伊 藤 茂 昭

第一東京弁護士会

会 長 岡 正 晶

第二東京弁護士会

会 長 三 宅 弘

東京三弁護士会医療関係事件検討協議会

委員長 野 原 卓 夫

専門委員制度検証小委員会

委員長 弓 仲 忠 昭

目 次

第1	経過	1
第2	2006（平成18）年10月4日付け「医療集中部における専門委員の関与のあり方について」（添付資料1）3項記載の「試行的運用ルール」について	2
第3	専門委員関与事件の診療科別の傾向	3
1	係属部	3
2	診療科	3
第4	アンケート回答にみられる代理人の意見	4
1	第3次アンケートの総括的傾向	4
2	専門委員活用の問題点の指摘	5
3	専門委員の「簡易鑑定」的利用への肯定的意見	6
4	専門委員制度及びその利用への肯定的意見	7
第5	専門委員の関与に際しての裁判所の代理人に対する説明について	7
1	専門委員の関与に際しての裁判所の代理人に対する説明に求められるもの	7
	（1）東京地裁医療集中部の具体的な事項について専門委員の意見を求める試行的運用の内容	7
	（2）専門委員の説明、意見の証拠上の取り扱い、訴訟上の取り扱い	8
2	第3次アンケート回答の結果	8
	（1）試行的運用の内容の事前説明について	8
	（2）専門委員の説明、意見の証拠上の取り扱い、訴訟上の取り扱いについて	9
3	考察	9
	（1）裁判所による試行的運用の内容の事前説明、代理人の理解について	9
	（2）専門委員の意見の証拠上の取り扱い、訴訟上の取り扱いについての事前説明	10
	（3）小括	11
第6	専門委員の意見の記録化・訴訟への反映	11
1	記録化について	11
	（1）アンケートの結果	11
	（2）考察	12
2	専門委員の意見の訴訟への反映について	12
	（1）アンケートの結果	12
	（2）考察	14
第7	専門委員制度の運用と代理人としての注意点（まとめ）	15
1	制度創設とその趣旨	15

2	説明と意見の違いと医療集中部の試行的運用.....	15
3	簡易鑑定の利用の可否、証拠化（簡易鑑定の活用を志向する見解あるいは専門委員の説明を弁論の全趣旨として証拠に出来るとする見解の台頭）	16
4	代理人としての注意点.....	17
第8	当小委員会としての意見.....	18
1	はじめに.....	18
2	試行的運用.....	18
3	専門委員の説明・意見の証拠上の位置付け	19
4	結び.....	20

【資料一覧】

添付資料1	医療集中部における専門委員の関与のあり方について.....	21
添付資料2－1	第3次アンケート集計結果.....	22
添付資料2－2	第3次アンケート回答による代理人の意見	34
添付資料3－1	第2次アンケート集計結果.....	41
添付資料3－2	第2次アンケート回答による代理人の意見	43
添付資料3－3	専門委員制度に関するアンケートの結果と分析（本文のみ）	46
添付資料4	専門委員制度アンケートのお願いおよび第3次アンケート用紙.....	51

2015（平成27）年6月1日

専門委員制度アンケート結果報告書

東京三弁護士会医療関係事件検討協議会

専門委員制度検証小委員会

南 出 行 生

弓 仲 忠 昭

中 山 ひとみ

五十嵐 裕 美

小 西 貞 行

石 井 麦 生

水 沼 太 郎

木 下 正一郎

井 上 雅 弘

高 梨 滋 雄

（登録番号順）

第1 経過

民事訴訟法の改正により賛否両論があった専門委員制度が施行（2004〔平成16〕年4月）・導入されて、早10年が経過した。当委員会では、これまで医療関係事件の分野での専門委員制度の運用実態等を検証すべく、専門委員関与事件の担当弁護士にアンケートを実施し、分析を試みてきた。

当委員会は、第1次アンケート（2006〔平成18〕年実施。事件数17件、アンケート回答数20件。半数の回答が東京地方裁判所事件。半数は他の地方裁判所事件）の集約結果に基づき、2008年3月に「専門委員制度検証小委員会報告書」を作成・公表した。

第2次アンケート（2006〔平成18〕年6月～2008〔平成20〕年6月までの東京地方裁判所事件12件。内8事件の代理人から11件の回答）の集約の結果は、2009年11月に「専門委員制度に関するアンケートの結果と分析」としてまとめて報告した。

今般の第3次アンケートについての報告は、当委員会が把握したその後の専門委員関与事件14件（東京地方裁判所13事件〔内1事件については、途中交代の被告代理人2名から各別に回答があった〕、千葉地方裁判所1件。2010〔平成22〕年4月以降選任・事件終了分）全てにつき、原被告双方の代理人からの

回答を得た（回答総数 29 件）うえで、第 2 次アンケート分も含めて、現状での専門委員制度の運用実態と、担当した代理人弁護士の受け止め方を分析したものであり、医療関係事件における専門委員制度につき、今後の健全な運用と有効な利用法などの検討に少しでも役立てて頂ければ幸いである。

第 2 2006（平成 18）年 10 月 4 日付け「医療集中部における専門委員の関与のあり方について」（添付資料 1）3 項記載の「試行的運用ルール」について

- 1 2006（平成 18）年 10 月 4 日付け「医療集中部における専門委員の関与のあり方について」（添付資料 1。以下、「申し合わせ」という。）3 項記載の「試行的運用ルール」（以下、「試行的運用」という。）は、東京地方裁判所医療集中部（民事第 14 部、同 30 部、同 34 部及び同 35 部）、医療機関（都内所在の大学病院、現在 13 大学）及び弁護士会（東京三弁護士会）との協議会幹事会（以下、「幹事会」という。）で東京地方裁判所医療集中部から 2006（平成 18）年 3 月に提示された原案に対して、東京三弁護士会医療関係事件検討協議会での協議を経て、添付資料 1 の 3 項（3）につき、「当該意見が証拠資料にならないことを踏まえ」と加筆・修正した上、2006（平成 18）年夏から試行的運用を開始した。上記修正案は、同年 10 月 4 日の幹事会で配布の上確認され、同年 12 月 14 日開催の医療機関、弁護士会及び裁判所との協議会（以下、「協議会」という。）にその旨報告された。すなわち、上記「当該意見が証拠資料にならないことを踏まえ」と加筆して完成された「医療集中部における専門委員の関与のあり方について」（添付資料 1）は、上記幹事会及び協議会で、異論なく、医療機関、弁護士会及び裁判所との間の「申し合わせ」事項となったものである。

この「申し合わせ」は、医療訴訟において、専門委員制度の積極的活用を模索していた裁判所と、元来、法の予定していた「説明」を超えて専門委員が「意見」を述べた場合に、不利な「意見」を述べられた一方当事者に反論・反対尋問等の機会が保障されないまま、専門委員が述べたその「意見」により、裁判所が心証を形成するのではないかなどの危惧をいただいていた弁護士会との間で、医療機関を交えた協議を経て、試行的にやってみることを申し合わせたものである。

- 2 この「試行的運用」については、「申し合わせ」4 項により、2007（平成 19）年夏までに「それまでの運用状況を踏まえて」見直すことになっていた。

その後、2007（平成 19）年 10 月 1 日の幹事会で、さらに 1 年間の経

過観察の後、再度検討することとされ、その後も、幹事会で、前記「申し合わせ」を継続することを確認し、今日に至っている。

第3 専門委員関与事件の診療科別の傾向

第3次アンケートの結果については、添付資料2-1の表にまとめ、添付資料2-2で一部を抜き書きしたとおりであり、第2次アンケートの結果（添付資料3-1、添付資料3-2及び添付資料3-3と比較して、傾向を分析する。なお、アンケート用紙は添付資料4参照のこと。

1 係属部

東京地方裁判所

民事第14部：3件、同30部：3件、同34部：1件、同35部：6件
千葉地方裁判所：1件

2 診療科

第2次アンケート結果8件の診療科の内訳は、眼科2件（うち1件は眼科と美容外科）、整形外科2件（うち1件は整形外科と皮膚科）、消化器外科・産婦人科・脳神経外科・歯科各1件であった。

第3次アンケート結果14件の内訳は、歯科5件、産科2件、整形外科2件（1件は整骨院での施術）、外科1件、脳外科1件、内科1件、神経内科1件、小児内科1件であった。

これを見ると、歯科案件での専門委員制度の利用件数の増加が近年顕著である。この理由としては、次のような要因が考えられる。

1つは、歯科事案自体の増加傾向である。過去の診療科目別新受件数と近年の診療科目別既済件数との比較になるが（*1）、最高裁判所が公表する「医事関係訴訟に関する統計」（<http://www.courts.go.jp/saikosai/iinkai/izikankei/>）によると、医事関係訴訟事件が全体として減少する中、歯科事件は増加している。（*2）

もう1つは、歯科事件に適した鑑定システムが存在しないということがある。東京地方裁判所で実施されているカンファレンス鑑定では、歯科事案についてカンファレンス鑑定を行えるシステムがない。また、鑑定を実施する場合には、鑑定費用など相応の費用を要する。歯科事案では他の生命侵害・身体障害がある医療事件と比べ、請求額が低い事案が多いため、カンファレンス鑑定の費用を支払うことに困難や抵抗があると考えられる。これらの事情から、歯科事案においては特に専門委員制度が簡易鑑定的に利用される傾向にあると考えられる。

- *1 2006（平成18）年以降、最高裁は診療科目別新受件数を公表しておらず、診療科目別既済件数を公表している。
- *2 2003（平成15）年から2005（平成17）年までの3年間の医事関係訴訟事件の新受件数は、それぞれ1003件、1110件、999件であった。そのうち歯科の新受件数は、それぞれ69件、85件、69件であった。これに対し、2011（平成23）年から2013（平成25）年までの3年間の医事関係訴訟事件の新受件数は、それぞれ769件、786件、809件であり、2003（平成15）年から2005（平成17）年までの3年間と比べ大きく減少している。2011（平成23）年から2013（平成25）年までの3年間の既済件数は、それぞれ801件、844件、803件であり、そのうち歯科の既済件数は、それぞれ76件、86件、78件であった。医事関係訴訟事件の新受件数が大きく減少しているにもかかわらず、歯科事件では、2003（平成15）年から2005（平成17）年までの新受件数と2011（平成23）年から2013（平成25）年までの既済件数を比べても、後者の方が増加している。

第4 アンケート回答にみられる代理人の意見

【以下に引用する代理人の意見（アンケート回答）の表示】

- ・第3次アンケートの対象事件……事件番号 ①乃至⑭
原告代理人の意見……原告、被告代理人の意見……被告
- ・第2次アンケートの対象事件 ……事件番号 ①乃至⑫
原告代理人の意見……原告、被告代理人の意見……被告

1 第3次アンケートの総括的傾向

第3次アンケートの回答にみられる総括的傾向については、以下のとおり指摘できる。

- ・ 結果が有利な側の代理人は専門委員制度の活用に肯定的な傾向が見受けられる。
- ・ 結果が不利な側の代理人からは、当該事件の専門委員の関与の仕方や裁判所の訴訟指揮への不満が述べられている。
- ・ 第2次アンケート回答に比べて、前記「試行的運用」に基づく専門委員の簡易鑑定的な利用が為されていると思われる事案がふえているが、結果的に不利な専門委員意見が出されたと思われる側からの不満が目立つ。
「試行的運用」に基づく簡易鑑定的利用にあたっての裁判所の説明が十分であったか、当該代理人の制度についての知識・認識に問題がなかったか

などについて、後述の検討が必要であろう。

2 専門委員活用の問題点の指摘

有利不利を問わず、以下のとおり、専門委員制度の問題点を指摘する意見があった。

- ・ 単独の専門委員が鑑定意見をのべたもので客観的評価がされていない(④原告)。
- ・ 特殊なとか、例外的なとか、不分明な回答が多く述べられた(④原告)。
- ・ 専門委員もどうしても病院側にたって意見を述べることもある。学会レベルでの意見を表明できる委員の選任を期待したい(④原告)。
- ・ 事前の裁判所の説明(一般知識について)と異なり、専門委員がすすんで本件に照らした意見を述べていた(⑤原告)。
- ・ 診療経過に関する資料が提供されないまま関与。新旧義歯、患者の口腔模型提示されず。質問事項に事実誤認に基づくものあり。専門委員の発言を前提に和解検討指示。前提の訴訟指揮が適切でなければ専門委員制度の円滑な運用はできない(⑤被告)。
- ・ 簡易鑑定的に活用する前提として、専門委員の中立性確保と専門委員の意見を裁判官が的確に評価できることが必要(⑥原告)。
- ・ 裁判所は、専門委員におんぶに抱っこ、丸投げという印象(⑦原告)。
- ・ 裁判所は専門委員の意見をほぼすべて採用して事実認定。専門委員の意見が裁判所の判断を大きく左右することに危機感を覚える。専門委員意見が唯一絶対のものとは限らない(⑦-1 被告)。
- ・ 専門委員の関与により、争点が明確化されたが、「整理されてしまった」主張をする当事者側にとっては不満を残すかもしれない(⑧原告)。
- ・ 専門委員の意見で裁判所がかなり心証を固めた。逆の意見を考えれば、専門委員関与の影響の大きさを感じた(⑨原告)。
- ・ 従来の医学界の見解を、最近の実務経験から原告主張に疑問を呈し、裁判所はこの見解を支持した。相手方に有利な見解が裁判所判断に直結するようなことは差し控えて欲しい。複数の専門委員が必要(⑩原告)。
- ・ 被告側の検査義務を前提とする説明をした後で、同業者である被告を擁護する発言をした。この調書化に際し不正確な記載。裁判所の判断を歪める結果になった。調書化された当日の発言につき、根拠等を確認できるよう運用しなければ、専門委員の発言内容が一人歩きし裁判官の判断を歪める結果となり弊害が大きい。追加の質問の機会も与えられず、訴訟指揮に重大な疑義(⑪原告)。
- ・ 専門委員が説明した後退出した。その直後に裁判所は和解金の提示をし

た。専門委員の意見にかかわらず、裁判所は和解金額の提示の準備をしていた（⑫原告）。

- ・ 専門委員の意見が一人歩きして裁判所に誤った心証を与える可能性がある（⑫被告）。
- ・ 専門的知識からアドバイスされると思っていたが、違った。当該事件について意見を述べたので、実質的には鑑定に近いと感じた。発言が知見の範囲を超えて意見にまたがっていた。その意見で裁判所が心証をとってしまい、和解が提示された。実質的に専門委員の意見で全てが決まるのはおかしい。不要あるいは弊害（⑬原告）。
- ・ 当たり外れが激しいやに側聞している（⑬被告）。
- ・ 本件は、被告医師が余りデータを残していない事案で、「客観的資料がないので何とも言い難い」と言いつつも、専門委員が「被告医師は検査をやっていると言っているので、主治医が裁量権を持って主治医の判断でやったということであれば、不適切とは言い難い」と発言。「医師の発言を前提として不適切とは言えない」とされたのでは「不適切」な場合が非常に限られてしまう懸念がある。専門委員に意見にわたる質問を両当事者がしたが、裁判所は何の指摘もしなかった（⑭原告）。

3 専門委員の「簡易鑑定」的利用への肯定的意見

上述 2 で指摘された問題点は「簡易鑑定」的利用によると思われる事案についてのもが多かったが、他方、「簡易鑑定」的利用に肯定的な意見もあった。

なお、アンケートの「問 10 専門委員は実際に何をしましたか（複数回答可）。」のチェック項目「簡易鑑定的な意見の開陳」にチェックを入れていた回答は、

①原告、②原告、③被告、⑦原告、⑦-2 被告、⑧原告、⑨原告、⑩原告、
⑪原告、⑪被告、⑨被告

の計 11 通であった。

※1 両当事者に異議がなければ意見も可。（③原告、⑩原告、⑪被告、⑭原告）

※2 両当事者に異議がなければ意見も可。鑑定にわたる意見も可。（①原告、②原告、⑦-2 被告、⑬被告）

但し、⑬被告は、弊害あり（当たり外れが激しい）との否定的見解も表明。

※3 異議がなければ意見も可。裁判所の判断に専門委員の判断を反映させてよい。（⑭被告、⑫原告、⑫被告）

※4 異議がなければ意見も可。鑑定にわたる意見も可。裁判所の判断に専

門委員の判断を反映させてよい。(⑥原告、⑩被告)
(※1 及び※2 は、ほぼ同意見、※3 及び※4 もほぼ同意見とも言えよう。)

4 専門委員制度及びその利用への肯定的意見

上述 3 を除く専門委員制度及びその利用への肯定的意見は、以下のとおりである。

- ＃1 公正中立の印象を受けた。(①原告、②原告、②被告、③原告、④被告、⑥原告、⑦-1 被告、⑦-2 被告、⑧被告、⑩被告、⑪原告、⑫原告、⑫被告、⑬被告、⑭被告、①被告、⑩被告、⑪被告、⑫原告、⑫被告)
(但し、④原告は公正中立の印象を受けずと回答)
- ＃2 争点が明確になった。(①原告、②原告、③被告、⑤原告、⑥被告、⑧原告、⑪原告、⑪被告、⑫原告、①被告、④被告、⑫原告、⑫被告)
(なお、⑭被告も「争点整理のために関与させることがよいと思えた」と専門委員の関与に同意した理由を述べる。)
- ＃3 和解に役立った。(①原告、①被告、②原告、③原告、③被告、④被告、⑤原告、⑦-2 被告、⑨原告、⑩原告、⑩被告、⑫原告、⑫被告、⑬被告、⑭原告、⑭被告、①被告、④被告、⑫原告、⑫被告)
- ＃4 医学的知見が得られた。(①被告、②原告、②被告、③原告、④原告、④被告、⑤原告、⑥原告、⑥被告、⑧原告、⑧被告、⑨被告、⑩原告、⑩被告、⑪被告、⑫原告、⑫被告、⑬被告、⑭原告、⑭被告、①被告、④被告、⑥原告、⑨被告、⑩原告、⑩被告、⑪被告、⑫原告、⑫被告)
(但し、②被告、⑨被告、⑪原告からは、医学的知識が十分でなかった、偏っていたなどの否定的意見が出ている。)

第5 専門委員の関与に際しての裁判所の代理人に対する説明について

1 専門委員の関与に際しての裁判所の代理人に対する説明に求められるもの

専門委員制度は、民事訴訟法に定められた制度であり、民事訴訟の代理人となる弁護士には、当然のこととして専門委員制度を理解していることが求められる。

しかし、このことを前提としても、専門委員の関与に際して、東京地方裁判所の医療集中部においては、双方代理人に対して以下の(1)及び(2)の事項を説明することが求められると考えられる。

(1) 東京地裁医療集中部の具体的な事項について専門委員の意見を求める 試行的運用の内容

第2の1項記載の申し合わせ3項記載の試行的運用は、東京地裁医療集中

部が、具体的な事項について専門委員の意見を求める場合の、医療機関、弁護士会及び裁判所との協議会（幹事会）で確認された申し合わせ事項である。

裁判所が相当と認め、かつ当事者双方が同意する場合には、専門委員に対して、一般的な知見の説明に加えて具体的な事項についての意見を求めるという試行的運用は、一般的な専門委員の運用とは異なるもので、個々の弁護士に対しても広く周知されているとは言い難い。

それゆえ、裁判所が、試行的運用による専門委員の関与を想定しているときは、必ず試行的運用についての説明を代理人弁護士に対して行って、専門委員に対して、一般的な知見の説明に加えて具体的な事項についての意見を求めることに同意するかどうかを確認することが求められる。

（２） 専門委員の説明、意見の証拠上の取り扱い、訴訟上の取り扱い

専門委員の説明の証拠上の取り扱い、訴訟上の取り扱いについては、民事訴訟法上明文の規定はないが、一般にその説明自体が証拠となるわけではなく、その内容を判決の基礎資料とするためには、当事者は別途証拠を提出することが必要になると理解されている（裁判所ホームページ・専門委員制度について参照）。

しかし、裁判所が、専門委員の説明を「弁論の全趣旨」として斟酌してよいのか等については争いがあり、専門委員の説明の証拠上の取り扱い、訴訟上の取り扱いは必ずしも明確なものではない。

そして、試行的運用による専門委員の関与がなされ、専門委員が具体的事項について意見を述べるときは、その意見の証拠上の取り扱い、訴訟上の取り扱いは当事者にとってさらに重要なものになる。

それゆえ、専門委員が関与する場合、特に試行的運用による専門委員の関与がなされる場合には専門委員の説明、意見の証拠上の取り扱い、訴訟上の取り扱いを事前の説明において明確にすることが求められる。

２ 第３次アンケート回答の結果

（１） 試行的運用の内容の事前説明について

回収された１４の訴訟についての双方の代理人による２９のアンケート回答結果（１件につき、複数の被告代理人からの回答あり）のうち、「裁判所からの事前説明」について「なし」という回答が８件あり（①被告、⑨被告、⑩原告、⑩被告、⑫原告、⑫被告、⑬原告、⑭被告）、このうち同じ訴訟の双方の代理人とも「なし」と回答したケースが２件の訴訟であった（⑩事件、⑫事件）。

また、「関与の目的、理由」のみの説明があったという回答は４件であった（①原告、⑨原告、⑪原告、⑭原告）。

(2) 専門委員の説明、意見の証拠上の取り扱い、訴訟上の取り扱いについて

29のアンケート回答結果のうち「裁判所からの事前説明」について「専門委員の意見の証拠上の取り扱い」「専門委員の説明・意見の記録化などの訴訟上の取り扱いについて」説明がなされたという回答は9件で(②原告、②被告、⑤原告、⑥原告、⑦-1 被告、⑦-2 被告、⑧原告、⑪被告、⑬被告)、このうち同じ訴訟の双方の代理人のいずれも説明を受けたというケースは1件であった(②)。

3 考察

(1) 裁判所による試行的運用の内容の事前説明、代理人の理解について

ア) 裁判所による試行的運用の内容の事前説明が不十分だった場合、代理人が試行的運用を理解できていない状況で、専門委員が意見を述べるという事態が起こり得る。

そこで、専門委員の「関与の結果(悪かった点)」(アンケート問11への回答)として「発言が知見の補充の範囲を超えて意見にまたがっていた」とのアンケートの回答と裁判所による試行的運用の内容についての事前説明の内容との相関関係について検討した。

専門委員の「関与の結果(悪かった点)」として「発言が知見の補充の範囲を超えて意見にまたがっていた」とのアンケートの回答は6件(①原告、③被告、⑤原告、⑩原告、⑪原告、⑬原告)あった。

イ) この6件のうち「裁判所からの事前説明」について、同一訴訟の双方の代理人とも「なし」と回答したケース(⑩事件)の原告代理人から回答されたものが1件(⑩原告)、同一訴訟の原告代理人が「関与の目的、理由」のみがあったとし、被告代理人が「なし」と回答したケース(①事件)の被告代理人から回答されたものが1件(①被告)あった。

これらの2件の訴訟(①事件、⑩事件)において試行的運用による専門委員の関与がなされたのかは不明であるが、仮に試行的運用による専門委員の関与がなされたのであれば、専門委員が具体的事項について意見を述べることにについて裁判所からの事前の説明が不十分であったおそれがある。

ウ) また、この6件のうち2件(⑪事件、⑬事件)は、同一訴訟の一方の代理人は「裁判所からの事前説明」について「なし」または「関与の目的、理由」のみ説明があったと回答したが、他方の代理人は「関与の目的、理由」「選任の方法」「専門委員の意見の証拠上の取り扱い」「専門委員の説明・意見の記録化などの訴訟上の取り扱いについて」説明を受けたと回

答したケースである。すなわち、「裁判所からの事前説明」についての双方の代理人の認識が大きく異なるケースである。

これらの2件（⑪事件、⑬事件）の訴訟については試行的運用による専門委員の関与について裁判所から事前説明がなされたが、一方の代理人（⑪原告、⑬原告）は、これを理解できないまま試行的運用による専門委員が具体的事項について意見を述べたものと推認される。

（２） 専門委員の意見の証拠上の取り扱い、訴訟上の取り扱いについての事前説明

ア) 裁判所からの事前説明で、専門委員の意見の証拠上の取り扱い、訴訟上の取り扱いについて説明がなされなかった場合、専門委員の意見の証拠上の取り扱い、訴訟上の取り扱いが後に問題になり、感想として「専門委員の役割をもっとはっきりさせるべきである」「手続き的に位置づけがあいまいである」というアンケートの回答がなされる可能性がある。

そこで、「専門委員の役割をもっとはっきりさせるべきである」「手続き的に位置づけがあいまいである」というアンケートの回答と裁判所からの事前説明との相関関係を検討した。

「専門委員の役割をもっとはっきりさせるべきである」というアンケートの回答が9件（③原告、④原告、④被告、⑤原告、⑥原告、⑥被告、⑬原告、⑭原告、⑭被告）、「手続き的に位置づけがあいまいである」というアンケートの回答が7件（②被告、⑧原告、⑧原告、⑪原告、⑬原告、⑬被告、⑭被告）あった（重複回答を含む）。

イ) この「専門委員の役割をもっとはっきりさせるべきである」という回答9件のうち、「裁判所からの事前説明」について「専門委員の意見の証拠上の取り扱い」「専門委員の説明・意見の記録化などの訴訟上の取り扱いについて」説明がなされていないという回答をした代理人の回答は7件（③原告、④原告、④被告、⑥被告、⑬原告、⑭原告、⑭被告）であり、説明がなされたという回答をした代理人の回答は2件（⑤原告、⑥原告）であった。

ウ) また、「手続き的に位置づけがあいまいである」という回答7件（②被告、⑧原告、⑩原告、⑪原告、⑬原告、⑬被告、⑭被告）のうち「裁判所からの事前説明」について「専門委員の意見の証拠上の取り扱い」「専門委員の説明・意見の記録化などの訴訟上の取り扱いについて」説明がなされていないという回答をした代理人の回答は4件（⑩原告、⑪原告、⑬原告、⑭被告）であり、説明がなされたという回答をした代理人の回答は3件（②原告、⑧原告、⑬被告）であった。

エ) これらのことから「裁判所からの事前説明」において「専門委員の意見

の証拠上の取り扱い」「専門委員の説明・意見の記録化などの訴訟上の取り扱いについて」説明がなされたか否かを問わず、専門委員の役割及び手続き的な位置づけの明確化の必要性を代理人が感じていることが推認される。

これは、民事訴訟法上、専門委員の説明の証拠上の取り扱い、訴訟上の扱扱いは必ずしも明確なものではないことによるものと考えられる。

(3) 小括

ア) アンケートの結果の分析から、現状では、試行的運用による専門委員の関与について裁判所の代理人に対する事前説明が十分になされていないおそれがあるので、「申し合わせ」3項記載の「試行的運用」による専門委員の関与について裁判所の事前説明が徹底されることが望まれる。

イ) また、代理人の試行的運用に対する理解を深めるために当協議会としても東京三弁護士会の会員に対して東京地方裁判所の医療集中部においては「申し合わせ」3項記載の「試行的運用」による専門委員の関与がなされる可能性があることを周知すべきと考える。

ウ) 「専門委員の意見の証拠上の取り扱い」「専門委員の説明・意見の記録化などの訴訟上の取り扱いについて」は、裁判所の代理人に対する事前説明だけで解決できる問題ではないと考えられるので、当協議会が東京地方裁判所の医療集中部と協議をしてその明確化を図ることが望まれる。

第6 専門委員の意見の記録化・訴訟への反映

1 記録化について

(1) アンケートの結果

専門委員の意見の記録化に関連する記述として、次の2件があった。

⑪ 原告代理人

「被告側の検査義務を前提とする説明をした後で、同業者である被告側を擁護する発言をしており、これが不正確に調書に記載されたため、裁判所の判断を歪める結果となったと思います。」

「調書化された当日の発言について、その根拠等を確認できるよう運用しなければ発言内容が一人歩きして裁判官の判断を歪める結果となり、弊害が大きいと思います。／本件では、追加の質問の機会（当日できればよいのかもしれませんが、協力医などが同席していなければ不可能な場合があります。）を後日一切認められなかったので訴訟指揮には重大な疑義があります。」

⑫ 原告代理人

「弁準期日に専門委員が同席し、裁判所や双方代理人から事前に渡され

た回答書に対する質問も補充説明を受ける機会が与えられた。・・・しつこく質問し、いやそうであったが丁寧に回答して頂いた。しかし、途中で退席し、そのまま裁判所より和解金の提示を受けたので事前に裁判所としては専門委員の意見にかかわらず和解金の提示の準備をしていたと思われる。また、その場で数分前まで同席していた専門委員の発言の有無や内容につき裁判所と双方代理人の意見にくいちがいがあることがわかり、私も『裁判所がそのことを聞いていないというなら、もう一度専門委員を呼んで確認してください。』とも言うことになった。裁判所にとっても専門委員にどこまで要求していいのか（回答書のほかに手間をかけさせていいのか）わからないのではないかと。」

(2) 考察

専門委員の意見の記録化については、定まった方法がなく、当小委員会の2008年3月の報告書でも、各裁判所により実情が異なると指摘されている（同報告書13頁以下）。

東京地方裁判所医療集中部では、特段、録画録音はされておらず、主として期日の調書に要約が記載される方法が採用されていると推察されるが、アンケート結果からは、調書への正確な記載についての危惧や、専門委員の説明内容の理解に、裁判所・当事者間で齟齬が生じる危険性も指摘されている。

2 専門委員の意見の訴訟への反映について

(1) アンケートの結果

ア) 「簡易鑑定的な意見の開陳があった」、「知見の補充の範囲を超えて意見にまたがっていた」との項目にチェックしたもの（全回答中の割合）

・第2次 2件／11件（18.18%）

②被告（知見の補充の範囲を超えて意見にまたがっていた）、⑨被告（簡易鑑定的な意見の開陳）

・第3次

「簡易鑑定的な意見の開陳があった」、「知見の補充の範囲を超えて意見にまたがっていた」との項目にチェックしたもの 13件／29件（44.83%）

同趣旨と読み取れる自由記載のあるもの3件を加えると、16件／29件（55.17%）

①原告（簡易鑑定的な意見の開陳）、①被告（知見の補充の範囲を超えて意見にまたがっていた）、②原告（簡易鑑定的な意見の開陳）、③被告（簡易鑑定的な意見の開陳）、⑤原告（知見の補充の範囲を超えて意見にまたがっていた）、⑦原告（簡易鑑定的な意見の開陳）、⑦-1被

告（医療記録から原告主張の症状・結果が認められるか否か）、⑦-2 被告（簡易鑑定的な意見の開陳）、⑧原告（簡易鑑定的な意見の開陳）、⑨原告（簡易鑑定的な意見の開陳）、⑩原告（簡易鑑定的な意見の開陳）、⑩被告（根拠と文献を示しての意見）、⑪原告（簡易鑑定的な意見の開陳）、⑪被告（簡易鑑定的な意見の開陳）、⑬原告（知見の補充の範囲を超えて意見にまたがっていた）、⑭原告（意見の求めに回答。適切な検査をしたという被告医師の発言を前提に「不適切とはいえない」との意見）

イ) 実質的に心証に影響したとするもの

⑤ 被告代理人

「診療経過に関する資料が全て提供されないままに専門委員が関与している上（義歯の適合が問題となっている事案にもかかわらず、新旧の義歯、患者の口腔模型等が一切提示されていない）、質問事項が事実誤認に基づくものであるなど、非常に問題があるものであったにもかかわらず、専門委員の発言を前提に和解を検討するよう裁判所から指示がなされており（この時点から当職が関与）、訴訟指揮に問題があると思われる事案であった。専門委員を関与させる前提としての訴訟指揮が適切でなければ専門委員制度の円滑な運用はできないものと思われる。」

⑦ 原告代理人

「裁判所は、専門委員におんぶにだっこ、丸投げという印象だった。」

⑦ 被告代理人

「本件に関してはほぼ当方の主張に沿った意見をいただくことができたので何も不満はありません。もっとも裁判所は専門委員の意見をほぼすべて採用して事実認定をしたように思われるところ、専門委員の意見が裁判所の判断をそこまで大きく左右することには危機感を覚えます。専門委員の意見が唯一絶対のものとは限りませんので。」

⑨ 原告代理人

「本件は原告である当方に有利な意見（医師の注意義務違反が認められる方向性の意見）を出していただいたので結果的には大変良かったが専門委員の意見で裁判所がかなり心証を固めた様子を見るとこれが逆の意見であれば難しい結果になっていたことが予想され専門委員が関与することの影響の大きさを感じた。」

⑩ 原告代理人

「専門委員は資力のない当事者にとって有り難い制度といえる。しかし、相手方に有利な見解がそのまま裁判所の判断に直結するようなことは差し控えて欲しいと思う。微妙な争点については複数の専門委員が必

要ではないか。」

⑬ 原告代理人

「専門委員が当該事件について意見を述べるので、それで裁判所が心証をとってしまい、その心証による和解が提示された。簡易鑑定のような機能になっていると感じた。実質的に専門委員の意見ですべてが決まるのはおかしい。」

(2) 考察

専門委員は、法文上、「専門的な知見に基づく説明」を行うこととなっているが、制度創設時より指摘されているとおり、「説明」と「意見」の相違は必ずしも明確ではない。また、鑑定と異なり証拠となるものではないにも関わらず、裁判官の心証に影響を及ぼす危険性も指摘されている。

第3次アンケートでは、第2次アンケートと比較して、「簡易鑑定的な意見の開陳があった」「知見の補充の範囲を超えて意見にまたがっていた」と指摘する趣旨の回答がかなり増加している。必ずしも母数が多くはないため断定するには至らないが、以前と比較して、近時は、専門委員の例外的な用い方であるはずの簡易鑑定的な利用方法（いわゆる「申し合わせ」）がむしろ原則化しているのではないか。

また、アンケートの結果からは、実質的には、専門委員の説明ないし意見が、裁判所の心証に影響を与えていると理解できる。これは、第2次アンケートでは見られなかった傾向である。

専門委員制度創設当初は、専門委員の活用には裁判所も当事者も相当程度慎重であり、専門委員の書面化された説明ないし意見を書証化することについてはもちろん、いかなる形であっても専門委員の説明ないし意見によって心証形成することについては、かなり謙抑的であったとの印象がある。しかし、近時の傾向としては、専門委員の説明ないし意見を心証形成に用いてよいかどうかは、当事者の手続保障の問題であるとして、両当事者の同意がある場合は、弁論の全趣旨として、専門委員の説明ないし意見を訴訟資料としてもよいとの見解、さらに、専門委員が作成した書面を書証として提出することについても当事者の同意があればよいとする意見などが台頭している。

現に、判例上も、建築訴訟の分野を中心に専門委員の意見を弁論の全趣旨として、証拠資料としている事例も散見されてきており、専門委員制度の民事訴訟法上の位置づけ、とりわけ、専門委員の説明ないし意見によって裁判官が心証形成することの是非について、再度、問題点を明確化した議論がなされるべきではないかと考えられる。

第7 専門委員制度の運用と代理人としての注意点（まとめ）

1 制度創設とその趣旨

専門委員制度は、2003（平成15）年7月の民事訴訟法の一部を改正する法律の成立により2004（平成16）年から導入された。制度目的は、専門訴訟の適切かつ迅速な審理のため、専門的知見の幅広い活用という観点から、専門委員に関与させ、裁判官の知見を補うというものである。

具体的には、専門委員から当事者の主張や証人の証言等について必要な説明等をしたり、専門委員から証人等に対して質問したり、和解において専門的な知識経験に基づく説明をする方法などにより行われる。和解手続に関する専門委員の関与や証人尋問において専門委員から証人等に対して質問する場合は、当事者の同意が必要とされているが、争点整理手続き、証拠調べ期日への関与については当事者の意見を聴いて決定するものの、裁判所の訴訟指揮として、裁判官の判断で行うことになっている。

専門委員の専門的知識を活用することで真に充実した争点整理が行われ、事案の解明及び適切な紛争解決に資することができるとして期待された制度であったが、鑑定と異なり知見の補充を目的とするものであるから、意見を述べてはいけない、あるいは鑑定的説明を求めてはならないというのが制度発足当時の前提であった。（*3、*4）

また、専門委員の説明は証拠とはならないことについても制度目的から明らかであった。

*3 最高裁判所が2004（平成16）年2月に出した「専門委員参考資料」では、「専門委員は、鑑定人と異なることから、事件についての結論や当事者間で真に争いがある事項について、専門委員自身の意見を述べること等はしないように留意する必要があります。」との記載があるのみで、意見を述べる場合を想定した記載はなかった。また、説明した内容が証拠とならないことは明記されている。

*4 2005（平成17）年12月10日の判例タイムズ1190・17頁には「裁判所が、判断に当たって専門家の専門的知見を証拠資料とする必要がある場合には、鑑定によるべきであり、いやしくも鑑定の代用的な形で専門委員の説明を求め、これを心証形成に用いることをしてはならない。」と記載されていた。

2 説明と意見の違いと医療集中部の試行的運用

このように、専門委員は説明をするだけで意見は述べないことが制度の前提になっている。しかし、実は説明と意見の区別はあいまいで、説明のつもりが意見に及ぶことはありうることであり、それが事実上裁判所の心証に影響し、

事実認定の材料になるのではないかという危惧があった。また一方で、実務的な活用の観点からは、専門委員が専門的見地から争点について意見を述べ、その結果を訴訟の実態に反映させなければ本制度は意味がなくなるから、簡易鑑定になってしまうのは不可避であり、むしろ、専門委員の意見に対する当事者の反論の機会を手続的にどのように確保するかが問題であるという見解もあった。

2006（平成18）年3月、前記幹事会において、東京地裁の医療集中部が「医療集中部における専門委員の関与のあり方について（案）」を示したが、その中で「3 裁判所が相当と認め、かつ当事者双方が同意する場合には、専門委員に対して、一般的な知見の説明に加えて具体的な事項についての意見を求めるとの運用を試行的に行うこととする。この運用の際は、上記1及び2に加えて以下の点に留意する。」として、「（1）専門委員制度が、本来、専門委員から一般的知見の説明を受けることを内容とするものであることに照らし、この運用は、当事者が専門家の協力を受けることが困難な場合など例外的な場合に限定して行う。（2）専門委員は、求められた事項についてのみ意見を述べ、原則としてあらかじめ作成した書面に基づいて意見を述べることとする。（3）専門委員が意見を述べた事項についても、当事者に立証の機会を十分に確保する。」との条件を付している。

この試行的運用は、意見を求める場合を例外的場合に限定し、当事者双方の同意を条件とし、意見の内容を書面化するのを原則とし、反証の機会を保障しており、透明性の観点からも妥当性を有するものと評価され、東京三会医療関係事件検討協議会からの意見を踏まえ、上記3の（3）に「当該意見が証拠にならないことを踏まえ」の文言が加筆修正され、その試行的運用が開始されたものである。

最終的に合意した「申し合わせ」（末尾添付資料1）は、上述の東京三会医療関係事件検討協議会の論議も経た上、幹事会全体での確認、申し合わせとなったものである。

3 簡易鑑定的利用の可否、証拠化（簡易鑑定的活用を志向する見解あるいは専門委員の説明を弁論の全趣旨として証拠に出来るとする見解の台頭）

しかし試行的運用は謙抑的で、裁判所にとって使いにくかったためか、少なくとも東京地裁の医療集中部では専門委員制度の利用は必ずしも活発ではなかった。その後、医療訴訟に関与した裁判官を中心に、簡易鑑定的利用に肯定的な見解（*5）あるいは説明内容を証拠に出来るとする見解等（*6）が出されるようになった。

*5 加藤良夫編著・実務医事法講義・民事法務研究会・247頁など

*6 最新裁判実務体系・医療訴訟・福田剛久外編・青林書院・173～175頁など

さらに専門委員制度活用の声を受けてか、最高裁判所作成の専門委員参考資料（2014〔平成26〕年2月改訂版34頁）では、「専門委員は鑑定人と異なることから、事件についての結論や当事者間で真に争いがある事項について、専門委員自身の意見を述べることはしないように留意する必要があります。」としながらも、「評価的な『説明』と『意見』との区別は微妙であり、どこまでが説明概念に含まれるかは難しい問題です。」とも述べており、「例外的に、当事者双方が専門委員が意見を述べることに同意している場合には、意見を求められることがあります。その場合には裁判所の指示に従って下さい。」としており、双方の同意があれば意見を述べる事が出来るという見解をとっている。

また、証拠化についても、専門委員は、裁判所のアドバイザー的な立場から、審理の参考となる説明を行うものであり、その説明内容は証拠にならない（専門委員参考資料・2014〔平成26〕年改訂版・34頁）と従来の解説を繰り返し、証拠にならないのが原則であることは明記しているが、「なお、専門委員が行った説明内容は、証拠資料とはなりません。もっとも、当事者双方が専門委員の説明内容を証拠とすることに同意している場合には、手続保障を放棄しているとして、証拠にすることが出来ると理解されています。」（専門委員参考資料・2014〔平成26〕年改訂版・35頁）と書かれており、証拠化への道を開いている。

4 代理人としての注意点

このような、専門委員制度の理解に対する運用や見解の変化を踏まえ、代理人となる弁護士としても十分注意して当たる必要がある。アンケートの結果を見ると、事前の説明がなかったり、同意の結果について理解していなかったと受け取れる事例もあり、少なくとも以下の点には注意して同意する必要がある。ただその場合、硬直的に不同意とするようなことではなく、事案の迅速・適切な解明に有益かどうかを考え、審理の促進に協力する姿勢は崩すことのないよう配慮して検討するべきであろう。その場合、手続的保障があるかどうかは重要なポイントになると考える。

専門委員の選任等についての同意をする場合のポイントとしては以下の様なものが上げられる。これを端的に裁判官に質問してみるのも良い方法である。同意について留保をつけた場合、その内容を調書に記載してもらえればそれに越したことはないであろう。

ア 専門委員の関与が適切な事案かどうか

- イ 専門委員選任の目的
- ウ 専門委員の関与の程度（証拠にならない一般的説明を求めるのか、意見にわたることもあるのか）
- エ 候補者が人選として適切かどうか（公平性・中立性に問題はないか、その分野の本当の専門家と言えるか、臨床経験はあるのか等）
- オ 記録化はどのような方法によるのか（調書にするのか、専門委員から説明文書をもらうのか、録音・反訳はするのか）※後日の反証に堪えうるものかを考える必要がある。
- カ 証拠として採用する方針かどうか（専門委員の説明や意見を書証として提出することの可否、弁論の全趣旨として裁判所の判断に影響する可能性等）
- キ 反証等の手続的保障はあるのか（反証の機会を与えられるのか、簡易鑑定的に利用された場合に、正式な鑑定申立は採用されるのか）

第8 当小委員会としての意見

1 はじめに

第3次アンケートの結果から、専門委員が説明のみならず意見も述べ、また、証拠上の位置付けが不明瞭なまま、その説明ないし意見が和解勧誘又は判決の基礎とされていると思われるケースの増加傾向が明らかとなった。

不利な結果に対する不満を幾分含んだアンケート結果である可能性を加味しても、その内容は専門委員制度の利用が当事者にとって不意打ち的に作用していることを示すものであり、制度の信頼にかかわるものである。対策が必要と思われる。

2 試行的運用

そもそも専門委員とは、「専門的な知見に基づく説明を聴くために」手続きに関与させるものであり、専門委員に意見を開陳させることは、本来、法の予定するところではない。説明と意見の区別が困難という根本的な問題が存在することは制度創設当初から指摘されているところであるが、鑑定と異なり知見の補充を目的とする専門委員制度の制度趣旨に照らせば、少なくとも専門委員が一般的知見の域を超えて自らの考えを開陳することは行き過ぎであって、原則として許されないものである。

もっとも、一般的な医学的知見を裁判所及び当事者の共通認識とし、争点整理を迅速、かつ、的確に進め、審理の長期化を防止するために専門委員制度を利用することは、裁判所のみならず当事者にとっても有益である。

「試行的運用」は、東京地方裁判所医療集中部から提案がなされ、東京三

弁護士会もこれを検討・了承し、医療機関においても裁判所の幹事会を通じて確認されているもの（添付資料1）であるから、当事者の手続保障と審理の迅速化の調和を模索した結果であるといえる。そもそも合意・確認事項であるのだから守られるのは当然として、手続保障と審理の迅速化にそれぞれ配慮し、また、その意見は証拠にならない原則論を明記した内容は、現在でも尊重されるべきものと思われる。もちろん、これはあくまで試行的なものであり、変更される可能性を有するものであるが、事情により試行的運用と異なる運用をする場合であっても、かかる配慮と原則は維持されなければならない。使い勝手のみを追求し、明確な説明・同意なく簡易鑑定的に利用されることは、専門委員制度に対する当事者の不信感を生み、制度の信頼性を揺るがしかねない。

第3次アンケートの結果には、専門委員制度が簡易鑑定的に利用されていると見られるケースにおいて、裁判所から専門委員の意見を求めることについて明確な説明がなかったと推測される回答や、そのような運用が例外的であることを代理人が認識した上で同意したものではないと思われる回答が見られた。裁判所からの明確な説明と、代理人の正確な理解が求められる。特に、専門委員制度の運用状況が各裁判所によって異なり、試行的運用はあくまで東京地方裁判所医療集中部によるものであることに照らせば、東京地方裁判所医療集中部においては、「試行的運用」に関する事前説明の徹底が望まれる。また、他の裁判所においても専門委員から意見を聴取する場合は、十分な事前説明に基づく当事者の同意が必要であることに変わりはないと思われる。

3 専門委員の説明・意見の証拠上の位置付け

証拠上の位置付けについては、従前から、専門委員の発言は、説明であれ意見であれ、証拠とはならないとされてきた。試行的運用にも、専門委員が意見を述べた場合であっても、当該意見は証拠資料にならないことが明記されている。説明ないし意見が漫然と証拠とされたり、または弁論の全趣旨として裁判所の判断の基礎とされることは、当事者の手続保障の観点から問題であって、専門委員制度に対する信頼を損なうに留まらず、証拠裁判主義に反する可能性すらあるものである。

第3次アンケート結果によれば、専門委員の説明ないし意見が裁判所の心証形成に大きな影響を与えたと窺えるケースが複数ある。このようなケースが累積すれば、専門委員を手続きに関与させること自体に消極的な代理人が増え、専門委員制度の活用が阻害される事態となりかねない。証拠上の位置付けを明確にする議論を更に深める必要がある。

昨今、当事者の同意があれば説明内容を証拠にできるとの見解も台頭している。その是非はさておき、専門委員の説明に関する聞き違いや認識の齟齬が生じる危険は常にあるのだから、専門委員の説明が記録に残っていなければ、裁判所及び当事者の認識が共通であることへの担保がない。そのため、証拠化を可能とするのであれば、記録化は不可欠である。記録方法の検討が望まれる。

また、反論・反証の機会が保障されなければ鑑定・尋問等よりも当事者の手続保障に劣る結果となること、仮に当事者の同意があれば証拠化できるとしても、証拠化することの同意を反論・反証の権利の放棄と同視する必然性はないことから、当事者が同意した場合であっても、反論・反証の機会は保障されるべきである。記録化も、反証に堪え得る程度のものであることが必要である。

4 結び

本報告が、今後の医療関係事件における専門委員制度の健全な運用に向けた検討の一助となれば幸いである。

以上

添付資料1

平成18年10月4日

医療集中部における専門委員の関与のあり方について

医療集中部において専門委員の説明を求める場合には、当面、下記の要領に基づいて行うこととする。

記

- 1 専門委員に説明を求める事項は、予め当事者双方の意見を聴いた上、裁判所が、できる限り具体的に定め、原則として書面に記載して当事者双方に示すこととする。
- 2 裁判所は、専門委員に対し、その説明を求める期日以前に、上記1で定めた説明を求める事項を示してその趣旨を明らかにするとともに、期日においては当該事項についての説明のみを行いそれ以外の発言をしないよう注意を求めることとする。
- 3 裁判所が相当と認め、かつ当事者双方が同意する場合には、専門委員に対して、一般的な知見の説明に加えて具体的な事項についての意見を求めるとの運用を試行的に行うこととする。

この運用をする際には、上記1及び2に加えて以下の点に留意する。

- (1) 専門委員制度が、本来、専門委員から一般的知見の説明を受けることを内容とするものであることに照らし、この運用は、当事者が専門家の協力を受けることが困難な場合など例外的な場合に限定して行う。
 - (2) 専門委員は、求められた事項についてのみ意見を述べ、原則としてあらかじめ作成した書面に基づいて意見を述べることとする。
 - (3) 専門委員が意見を述べた事項についても、当該意見が証拠資料にならないことを踏まえ、当事者に立証の機会を十分に確保する。
- 4 3の運用については、「医療機関、弁護士会及び裁判所との協議会」の幹事会において、平成19年夏までにそれまでの運用状況を踏まえて、これを見直すこととする。

添付資料2－1

第3次アンケート集計結果

		①原告	①被告	②原告	②被告	③原告
問1	係属部・裁判官	東京地裁民事35部	東京地裁民事35部	東京地裁民事30部	東京地裁民事30部	東京地裁民事30部
	終了事由	和解	和解	和解	和解	和解
問3	診療科目	歯科(補綴歯科)(義歯)	歯科(補綴歯科)	産婦人科(母体事故、胎児事故)	産婦人科(母体事故、胎児事故)	歯科(補綴歯科)(義歯・その他)
問4	専門委員の所属	大学病院	大学病院	大学病院	大学病院	大学病院
問5	利用目的	・争点整理 ・和解	その他(争点についての医学的知見と証拠の評価(レントゲン画像))	・争点整理 ・証拠調べ	・争点整理	その他(医学的知見を得るため)
問6	関与の経緯	原告の希望	裁判所からのすすめ	・裁判所からのすすめ ・双方もしくはどちらともなく希望	原告の希望	裁判所からのすすめ
問7	人選方法	裁判所から単数の候補者を示された	裁判所から単数の候補者を示された	裁判所から単数の候補者を示された	裁判所から単数の候補者を示された	裁判所から単数の候補者を示された
問8	裁判所からの事前の説明	あり(関与の目的、理由)	ない	あり(制度の趣旨、関与の目的・理由、選任の方法、専門委員の意見の証拠上の取り扱いについて、専門委員の説明・意見の記録化などの訴訟上の取り扱いについて)	あり(制度の趣旨、関与の目的・理由、選任の方法、専門委員の意見の証拠上の取り扱いについて、専門委員の説明・意見の記録化などの訴訟上の取り扱いについて)	あり(関与の目的・理由、選任の方法)
問9	同意したか?	はい	はい	はい	はい	はい
	理由		医学的知見を得なければ解決が困難な事案であり、専門委員の関与は必要であった。	参考になると考えたから	特段、拒否する理由がなかった	

第3次アンケート集計結果

		①原告	①被告	②原告	②被告	③原告
問10	専門委員の実際の活動	・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成) ・争点整理に関して(意見) ・和解に関して(意見) ・簡易鑑定的な意見の開陳	・医学的知見についての解説 ・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成)	・医学的知見についての解説 ・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成) ・文献の教示 ・鑑定事項に関して(助言) ・簡易鑑定的な意見の開陳	・医学的知見についての解説 ・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成)	・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成) ・争点整理に関して(意見)
	専門委員のしたこと で気になったことが あればご自由にお 書きください			特にない。大変、参考になり、おかげで和解を成立させられた。		
問11	関与の結果(良かった点)	・公正中立の印象を受けた ・争点が明確になった ・和解に役立った	・医学的知見が得られた ・和解に役立った	・医学的知見が得られた ・公正中立の印象を受けた ・争点が明確になった ・和解に役立った	・医学的知見が得られた ・公正中立の印象を受けた	・医学的知見が得られた ・公正中立の印象を受けた ・和解に役立った
	関与の結果(悪かった点)	なし	発言が知見の補充の範囲を超えて意見にまたがっていた	なし	なし	なし
問12	意見・感想	・専門委員制度はもっと活用すべきである ・知見の補充だけでなく、当事者に異議がなければ意見を述べてもらって良いと思う ・専門委員に事実上鑑定にわたる意見を言ってもらっても良いと思う ・裁判所の判断に専門委員の意見を反映させて良いと思う	・専門委員の役割はあくまで知見の補充にとどまるべきである ・裁判所の判断に専門委員の意見を反映させて良いと思う	・専門委員はもっと活用すべきである ・知見の補充だけでなく、当事者に異議がなければ意見を述べてもらって良いと思う ・専門委員を鑑定人として鑑定をしてもらっても良いと思う ・専門委員に事実上、鑑定にわたる意見を言ってもらっても良いと思う	・専門委員の役割はあくまで知見の補充にとどまるべきである ・手続的に位置づけがよいまいである	・知見の補充だけでなく、当事者に異議がなければ意見を述べてもらって良いと思う
問13	その他	患者側の立場からすると協力医がなかなかおらず、協力して頂いても立証に積極的に関わって頂くことが難しい。準備書面において医学的知見に関する主張を行っても、裁判官自身も専門家でないため、医師側の反論が医学的に不合理であってもその問題点を指摘できず、その結果、不毛な反論を延々と求められていた。専門委員が介入することにより、極めて明確に争点が整理され和解(ほぼ患者側である原告の請求が認められる内容)が早期に実現されたと思う。事案にもよるが、過失が明らかであるにもかかわらず、被告が頑なに争っている本件においては専門委員の関与は極めて紛争解決にとって有用だったと感じる。		人選に関して、当たりはずれはあるものと思われるが、本件に関する限りとても参考になり、特に依頼者(死亡した母と胎児の夫と死亡母の父母)の説得に大いに役立った。次回もこの制度を利用したい。		

第3次アンケート集計結果

		③被告	④原告	④被告	⑤原告	⑤被告
問1	係属部・裁判官	東京地裁民事30部	東京地裁民事35部	東京地裁民事35部	東京地裁民事30部	東京地裁民事30部
	終了事由	和解	和解	和解	和解	和解
問3	診療科目	歯科(矯正歯科)	脳神経内科	内科(脳神経)	歯科(補綴歯科)(義歯)	歯科(補綴歯科)(義歯)
問4	専門委員の所属	大学病院	大学病院	大学病院	診療所	診療所
問5	利用目的	争点整理	その他(鑑定意見)	・証拠調べ ・和解	争点整理	
問6	関与の経緯	裁判所からのすすめ	裁判所からのすすめ	裁判所からのすすめ(訴訟指揮)	裁判所からのすすめ	
問7	人選方法	裁判所から単数の候補者を示された。	裁判所から単数の候補者を示された	裁判所から単数の候補者を示された	裁判所からのすすめ単数の候補者を示された	
問8	裁判所からの事前の説明	あり(制度の趣旨・関与の目的、理由)	あり(関与の目的・理由、選任の方法)	あり(関与の目的・理由、選任の方法)	あり(制度の趣旨、関与の目的・理由、専門委員の意見の証拠上の取り扱いについて、専門委員の説明・意見の記録化などの訴訟上の取り扱いについて	
問9	同意したか?	はい	はい	はい	はい	
	理由	特に当方に不利益はないので、裁判所が求める以上、同意しない理由がないため。		治療の適否を判断するための専門知識を裁判所に理解してもらうために有用だと感じたため		

第3次アンケート集計結果

		③被告	④原告	④被告	⑤原告	⑤被告
問10	専門委員の実際の活動	・医学的知見についての解説 ・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成) ・争点整理に関して(助言) ・簡易鑑定的な意見の開陳	・裁判所等の質問に対する回答(原告も適宜質問した)	・医学的知見についての解説 ・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成) ・鑑定事項に関して(意見)	・医学的知見についての解説 ・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成)	・医学的知見についての解説 ・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成)
	専門委員のしたこと で気になったことが あればご自由にお 書きください		単独の専門委員が鑑定意見を述べたのであり、その客観的評価がなされていないと思った。		事前の裁判所の説明では議論の前提となる一般知識について質問するもので本件の具体的事情を前提とした質問はしないと言われていたが、専門員から勘んで本件に照らした場合の意見を述べていた。	
問11	関与の結果(良かった点)	・争点が明確になった ・和解に役立った	・医学的知見が得られた ・尋問の内容・方法などが充実した	・医学的知見が得られた ・公正中立の印象を受けた ・和解に役立った	・医学的知見が得られた ・争点が明確になった ・和解に役立った	
	関与の結果(悪かった点)	発言が知見の補充の範囲を超えて意見にまたがっていた。	・提供する医学的知見が偏っていた ・医学的知識が充分でなかった(特殊なとか、例外的なとか、不分明な回答が多く述べられた) ・公平中立という印象を受けなかった	なし	発言が知見の補充の範囲を超えて意見にまたがっていた	
問12	意見・感想	・専門委員の役割はあくまで知見の補充にとどめるべきである	・専門委員の役割をもっとはっきりさせるべきである ・専門委員を鑑定人として鑑定をしてもらっても良いと思う(ただし、複数)	・専門委員はもっと活用すべきである ・専門委員の役割をもっとはっきりさせるべきである ・専門委員の役割はあくまで知見の補充にとどめるべきである	・専門委員の役割をもっとはっきりさせるべきである ・専門委員の役割はあくまで知見の補充にとどめるべきである	
問13	その他		裁判所から依頼する鑑定、医師の能力不足を感じることがあるが、専門委員もどうしても病院側の立って意見をのべることがある。学会レベルでの意見を表明できる委員の選任を期待したい。			診療経過に関する資料が全て提供されないままに専門委員が関与している上(義歯の適合が問題となっている事案にもかかわらず、新旧の義歯、患者の口腔模型等が一切提示されていない)、質問事項が事実誤認に基づくものであるなど、非常に問題があるものであったにもかかわらず、専門委員の発言を前提に和解を検討するよう裁判所から指示がなされており(この時点から当職が関与)、訴訟指揮に問題があると思われる事案であった。専門委員を関与させる前提としての訴訟指揮が適切でなければ専門委員制度の円滑な運用はできないものと思われる。

(注)回答者は専門委員の期日後受任

第3次アンケート集計結果

		⑥原告	⑥被告	⑦原告	⑦-1被告	⑦-2被告
問1	係属部・裁判官	千葉地裁民事2部	千葉地裁民事2部	東京地裁民事14部	東京地裁民事14部	東京地裁民事14部
	終了事由			一審判決(相当程度の賠償額を認めた。一部認容。高裁で他の弁護士が受任。一審認容額と同程度の和解に至ったと聞いている。	控訴審継続中	和解
問3	診療科目	小児科	小児科(小児内科)	歯科(義歯)(その他:審美治療)	歯科(補綴歯科)(その他)	歯科(補綴歯科)
問4	専門委員の所属	県立病院	県立病院	大学病院	大学病院	大学病院
問5	利用目的	その他(鑑定実施に適切な事案であるかの見極め[鑑定人候補者、鑑定事項についての協議も含む])結果として専門委員の意見を踏まえ、当事者と協議の上、鑑定申請を取り下げた。その意味で、専門委員の意見が簡易鑑定のような役割を果たした。	その他(鑑定事項の整理)	その他(双方の主張・意見書に対し、裁判所の判断を補完する。)	証拠調べ(効果的に原告主張にかかる症状の有無に関する事実認定のために利用されたように思います)	・証拠調べ ・和解
問6	関与の経緯	裁判所からのすすめ	裁判所からのすすめ	裁判所からのすすめ	裁判所からのすすめ	裁判所からのすすめ
問7	人選方法	裁判所から単数の候補者を示された	裁判所から単数の候補者を示された	裁判所から示された複数の候補者の中から選択した。(2～3人候補をあげられ、利害関係のないものに決まった。)	裁判所から単数の候補者を示された	裁判所から単数の候補者を示された
問8	裁判所からの事前の説明	あり(制度の趣旨、関与の目的・理由、選任の方法、専門委員の意見の証拠上の取り扱いについて)	その他(双方代理人とも制度趣旨を理解していた)	その他(裁判所の判断を補完するという趣旨の説明)	あり(制度の趣旨、関与の目的・理由、選任の方法、専門委員の意見の証拠上の取り扱いについて、専門委員の説明・意見の記録化などの訴訟上の取り扱いについて)	あり(制度の趣旨、関与の目的・理由、選任の方法、専門委員の説明・意見の記録化などの訴訟上の取り扱いについて)
問9	同意したか?	はい	はい	はい	はい	はい
	理由		必要と考えたので		質問事項は主に医療記録から原告の主張する症状、結果が認められるか否かというものであり、そのような症状・結果はないとする当方の主張の裏付けとなればよいとの観点から同意しました	

第3次アンケート集計結果

		⑥原告	⑥被告	⑦原告	⑦-1被告	⑦-2被告
問10	専門委員の実際の活動	・医学的知見についての解説 ・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成) ・鑑定事項に関して ・鑑定人に関して	・医学的知見についての解説 ・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成) ・鑑定事項に関して(助言・意見) ・鑑定人に関して(助言・意見)	・簡易鑑定的な意見の陳述 ・その他(弁論準備での質疑応答(尋問的なもの))	・医学的知見についての解説 ・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成)	・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成) ・簡易鑑定的な意見の開陳
	専門委員のしたことで気になったことがあればご自由にお書きください				特になし	
問11	関与の結果(良かった点)	・医学的知見が得られた ・公正中立の印象を受けた ・鑑定事項の検討に役立った	・医学的知見が得られた ・争点が明確になった	原告の主張を認めない意見もあったが、判決の結果に照らし一応納得。	・公正中立の印象を受けた ・尋問の内容、方法などが充実した	・公正中立の印象を受けた ・和解に役立った
	関与の結果(悪かった点)	なし	なし		なし	なし
問12	意見・感想	・専門委員はもっと活用すべきである ・専門委員の役割をもっとはっきりさせるべきである ・知見の補充だけでなく、当事者に異議がなければ意見を述べてもらって良いと思う ・専門委員に事実上、鑑定にわたる意見を言ってもらっても良いと思う ・裁判所の判断に専門委員の意見を反映させても良いと思う	・専門委員はもっと活用すべきである ・専門委員の役割をもっとはっきりさせるべきである ・知見の補充だけでなく、当事者に異議がなければ意見を述べてもらって良いと思う ・(その他)鑑定の状況によって専門員制度の活用の仕方が違ってくる	その他(意見が出た後、弁論準備の中での質疑により内容が詰まっていった良かった。)	その他(問13参照)	・専門委員制度はもっと活用すべきである ・知見の補充だけでなく、当事者に異議がなければ意見を述べてもらって良いと思う ・専門委員に事実上、鑑定にわたる意見を言ってもらっても良いと思う
問13	その他	・専門委員はもっと活用してもよいと思う(簡易鑑定的な使い方も含め) ・ただし、その前提として専門委員の中立性確保、専門委員の意見を裁判官が的確に評価できることが必要		裁判所は、専門委員におんぶにだっこ、丸投げという印象だった。	本件に関してはほぼ当方の主張に沿った意見をいただくことができたので何も不満はありません。もっとも裁判所は専門委員の意見をほぼすべて採用して事実認定をしたように思われるところ、専門委員の意見が裁判所の判断をそこまで大きく左右することには危機感を覚えます。専門委員の意見が唯一絶対のものとは限りませんので。	

第3次アンケート集計結果

		⑧原告	⑧被告	⑨原告	⑨被告	⑩原告
問1	係属部・裁判官	東京地裁民事14部	東京地裁民事14部	東京地裁民事35部	東京地裁民事35部	東京地裁民事35部
	終了事由	和解	和解	和解	和解	和解
問3	診療科目	整形外科	整形外科	外科(消化器外科)	外科	産婦人科(母体事故)
問4	専門委員の所属	整形外科専門病院	整形外科専門病院	病院	知りません	都立医療機関
問5	利用目的	・争点整理 ・その他(医学的知見についての理解の補充)	・争点整理	・証拠調べ(医師の注意義務違反に関する意見の開示)	・証拠調べ	・和解
問6	関与の経緯	裁判所からのすすめ(示唆)	裁判所からのすすめ(訴訟指揮)	裁判所からのすすめ(示唆)	裁判所からのすすめ	・裁判所からのすすめ ・原告の希望
問7	人選方法	裁判所から単数の候補者を示された	裁判所から単数の候補者を示された	裁判所から単数の候補者を示された	裁判所から単数の候補者を示された	裁判所から単数の候補者を示された
問8	裁判所からの事前の説明	あり(制度の趣旨、関与の目的・理由、選任の方法、専門委員の意見の証拠上の取り扱いについて、専門委員の説明・意見の記録化などの訴訟上の取り扱いについて)	あり(制度の趣旨、関与の目的・理由、選任の方法、専門委員の意見の証拠上の取り扱いについて)	あり(関与の目的・理由)	ない	ない
問9	同意したか?	はい	はい	はい	はい	はい
	理由	・争点整理 ・意見書を依頼できる協力医が見つからず、鑑定に進む前に臨床医の常識的な見解を事実上裁判官に聞かせることができると考えたため ・いわゆる「いきなり型」で協力医の要請をしようと考えていた病院の所属医師であったため		証拠保全で取得した術中ビデオにより提訴前の調査である程度医師の注意義務違反ありとの方向性が想定されたが一方で消極意見(医師の)などもあり正式な意見書を得られていなかったため		弛緩性出血死の可能性大と考えられたが、医学的知識が乏しいため、これを補う目的で同意したが、専門委員は被告主張の羊水塞栓症による死亡を支持。

第3次アンケート集計結果

		⑧原告	⑧被告	⑨原告	⑨被告	⑩原告
問10	専門委員の実際の活動	・医学的知見についての解説 ・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成) ・文献の教示 ・簡易鑑定的な意見の開陳	・医学的知見についての解説 ・裁判所等の質問に対する回答 ・争点整理に関して(助言)	・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成) ・文献の教示 ・簡易鑑定的な意見の開陳 ・その他(術中ビデオを再生しながらの解説)	医学的知見についての解説	・医学的知見についての解説 ・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成) ・文献の教示 ・鑑定事項に関して(意見) ・簡易鑑定的な意見の開陳
	専門委員のしたこと で気になったことが あればご自由にお 書きください					従来患者の死体解剖を行わなければ、羊水塞栓による死亡と確認できないとするのが医学会における見解であった。しかし専門委員は、最近の産婦人科における実務では、大量出血による遺体を死後に解剖した結果、これが羊水塞栓と判明する病例が増加していることを挙げ、原告の主張には疑問があるとし、裁判所はこの見解を支持した。
問11	関与の結果(良かった点)	・医学的知見が得られた ・争点が明確になった ・和解に役だった	・医学的知見が得られた ・公正中立の印象を受けた	・和解に役立った	・医学的知見が得られた	・医学的知見が得られた ・和解に役立った
	関与の結果(悪かった点)	なし	なし	なし	なし	発言が知見の補充の範囲を超えて意見にまたがっていた
問12	意見・感想	・専門委員はもっと活用すべきである ・手続的に位置づけがあいまいである	特になし	知見の補充だけでなく、当事者に異議がなければ意見を述べてもらって良いと思う	その他	・専門委員はもっと活用すべきである ・知見の補充だけでなく、当事者に異議がなければ意見を述べてもらって良いと思う ・手続的に位置づけがあいまいである。
問13	その他	今回のケースでは、医療機関側から未知の他原因説の主張がなされたことから、争点が散漫になりかねない状況にあったが、臨床経験豊富な専門委員の関与によって争点が明確化され、その後の和解に結びつく結果となったので、専門委員の関与は好意的に受け止めている。ただし、「整理されてしまった」主張をする当事者側にとっては不満を残すかもしれない。		本件は原告である当方に有利な意見(医師の注意義務違反が認められる方向性の意見)を出していただいたので結果的には大変良かったが専門委員の意見で裁判所がかなり心証を固めた様子を見るとこれが逆の意見であれば難しい結果になっていたことが予想され専門委員が関与することの影響の大きさを感じた。		専門委員は資力のない当事者にとって有難い制度といえる。しかし、相手方に有利な見解がそのまま裁判所の判断に直結するようなことは差し控えて欲しいと思う。微妙な争点については複数の専門委員が必要ではないか。

第3次アンケート集計結果

		⑩被告	⑪原告	⑪被告	⑫原告	⑫被告
問1	係属部・裁判官	東京地裁民事35部	東京地裁民事34部	東京地裁民事34部	東京地裁民事35部	東京地裁民事35部
	終了事由	和解	判決		和解	和解
問3	診療科目	産婦人科(母体事故)	脳外科	脳外科	整形外科	整骨院(整骨院での施術により症状が発症した。)
問4	専門委員の所属	都立医療機関	大学病院	大学病院		整形外科専門医院
問5	利用目的	・争点整理	・争点整理	・争点整理	・証拠調べ ・和解	・争点整理 ・その他(因果関係の有無を確認するため)
問6	関与の経緯	・裁判所からのすすめ(示唆) ・原告の希望	裁判所からのすすめ	裁判所からのすすめ	裁判所からのすすめ	裁判所からのすすめ
問7	人選方法	裁判所から単数の候補者を示された	裁判所から単数の候補者を示された	裁判所から単数の候補者を示された	裁判所から単数の候補者を示された	裁判所から単数の候補者を示された
問8	裁判所からの事前の説明	ない	あり(関与の目的、理由)	あり(制度の趣旨、関与の目的・理由、選任の方法、専門委員の意見の証拠上の取り扱いについて、専門委員の説明・意見の記録化などの訴訟上の取り扱いについて)	ない	ない
問9	同意したか?	はい	はい	はい	はい	はい
	理由	尋問前の早期の進行に資すると思ったため				施術と原告が主張する症状との因果関係は、専門家でないと判断することができないものではなかったから。

第3次アンケート集計結果

		⑩被告	⑪原告	⑪被告	⑫原告	⑫被告
問10	専門委員の実際の活動	・医学的知見についての解説 ・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成) ・文献の教示	・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成) ・争点整理に関して(意見) ・簡易鑑定的な意見の開陳	・医学的知見についての解説 ・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成) ・争点整理に関して(意見) ・簡易鑑定的な意見の開陳	・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成)	・医学的知見についての解説 ・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成)
	専門委員のしたこと で気になったことがあればご自由にお書きください		被告側の検査義務を前提とする説明をした後で、同業者である被告側を擁護する発言をしており、これが不正確に調書に記載されたため、裁判所の判断を歪める結果となったと思います。			
問11	関与の結果(良かった点)	・医学的知見が得られた ・公正中立の印象を受けた ・和解に役立った	・公正中立の印象を受けた ・争点が明確になった	・医学的知見が得られた ・争点が明確になった ・専門の内容・方法などが充実した	・医学的知見が得られた ・公正中立の印象を受けた ・争点が明確になった ・和解に役立った	・医学的知見が得られた ・公正中立の印象を受けた ・和解に役立った
	関与の結果(悪かった点)	なし	発言が知見の補充の範囲を超えて意見にまたがっていた	なし	不明朗であった	なし
問12	意見・感想	知見の補充だけでなく、当事者に異議がなければ意見を述べてもらって良いと思う(きちんと根拠は示していただきたい。今回はきちんと示していただきました。)	専門委員は不要あるいは弊害がある	・専門委員はもっと活用すべきである ・専門委員の役割をもっとはっきりさせるべきである ・知見の補充だけでなく、当事者に異議がなければ意見を述べてもらって良いと思う	・手続的に位置づけがあいまいである	・専門委員はもっと活用すべきである ・専門委員の役割はあくまで知見の補充にとどめるべきである ・関与にあたって制度の趣旨・役割の範囲などもっと十分な説明をすべきである。
問13	その他	文献も提示の上、きちんと意見を頂き、次の期日で和解できたのでよかったです。	調書化された当日の発言について、その根拠等を確認できるよう運用しなければ発言内容が一人歩きして裁判官の判断を歪める結果となり、弊害が大きいと思います。 本件では、追加の質問の機会(当日できればよいのかもしれませんが、協力医などが同席していなければ不可能な場合があります。))を後日一切認められなかったので訴訟指揮には重大な疑義があります。	千葉地裁のように鑑定制度が充実していて裁判所も鑑定を実施することをためらわない庁では、鑑定的意見を専門委員に求めることは問題があるが、鑑定に積極的ではない庁では専門委員制度の活用が必要である。	弁準期日に専門医が同席し、裁判所や双方代理人から事前に渡された回答書に対する質問も補充説明を受ける機会が与えられた。そこでしつこく質問し、いやそうであったが丁寧に回答して頂いた。しかし、途中で退席し、そのまま裁判所より和解金の提示を受けたので事前に裁判所としては専門委員の意見にかかわらず和解金の提示の準備をしていたと思われる。また、その場で数分前まで同席していた専門医の発言の有無や内容につき裁判所と双方代理人の意見にぐいちがいがいることがわかり、私も「裁判所がそのことを聞いていないというなら、もう一度専門委員を呼んで確認してください」とも言うことになった。裁判所にとっても専門委員にどこまで要求していいのか(回答書のほかに手間をかけさせていいのか)わからないのではないか。	言いがかり的な事案においては、専門的意見を争点整理の段階で聞くことは、事件を終了(被告勝訴的和解)させる有効な手段と思われる。ただ、専門委員の意見が一人歩きして裁判所に誤った心証を与える可能性がある。特に、専門委員が意見を言う前提となる原告、被告から提出される資料は不完全物もあるので、あくまでも、専門家による一般的な意見としての位置付けがよいと思う。

第3次アンケート集計結果

		⑬原告	⑬被告	⑭原告	⑭被告
問1	係属部・裁判官	東京地裁民事35部	東京地裁民事35部	東京地裁民事14部	東京地裁民事14部
	終了事由	和解	和解	和解	和解
問3	診療科目	内科	その他(介護施設、救急)	歯科(補綴歯科)(その他)	歯科(補綴歯科)(その他・ブリッジ)
問4	専門委員の所属	診療所	不明	大学病院	
問5	利用目的	・証拠調べ	・証拠調べ	・争点整理 ・和解 ・その他(原告側で、意見書を作成してくれる協力医を見つけられなかったため、書証、治療経緯について専門的な意見を述べてもらう必要があった。)	・争点整理 ・和解
問6	関与の経緯	裁判所からのすすめ	裁判所からのすすめ(訴訟指揮)	裁判所からのすすめ(訴訟指揮)裁判所からは当初付調整の提案があったが、被告が同意しなかった。被告が専門委員の関与には同意するとの意向を示したため、専門委員に関与してもらうこととなった。	裁判所からのすすめ(訴訟指揮・示唆)
問7	人選方法	裁判所から単数の候補者を示された	裁判所から単数の候補者を示された。	裁判所から単数の候補者を示された。	裁判所から単数の候補者を示された。(当初3名の名前を示され、その後「この方に決めました」と連絡があった。)
問8	裁判所からの事前の説明	ない	あり(制度の趣旨、関与の目的、理由、選任の方法、専門委員の意見の証拠上の取り扱いについて、専門委員の説明・意見の記録化などの訴訟上の取り扱いについて)	あり(制度の目的・理由、選任の方法)	ない
問9	同意したか?	はい	はい	はい	はい
	理由	専門的な知識からアドバイスがされると考えた	私的鑑定、意見書では証明力が弱い	原告側で、意見書の作成を行ったり、承認となってくれたりする協力医を見つけられず、書証や治療経緯について専門的な意見を述べてもらう必要性を感じたため、専門委員の関与に同意した。加えて原告本人のとっても、客観的かつ専門的な見解を聴くことは重要だと思ったことも同意の理由である。	裁判所からの提案であり不同意にするのも気がひけたことと、訴訟が複雑になっていたため、争点整理のために関与させた方が良いとも思えたため

第3次アンケート集計結果

		⑬原告	⑬被告	⑭原告	⑭被告
問10	専門委員の実際の活動	・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成) ・証拠調べに関して(意見)	・医学的知見についての解説 ・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成) ・争点整理に関して(意見) ・鑑定事項に関して(意見)	・医学的知見についての解説 ・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成、その他期日で裁判所・原被告から質問を行った)	・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成)
	専門委員のしたこと で気になったことがあればご自由にお書きください	当該事件につく意見を述べたので、実質的には鑑定に近いと感じた		本件は、被告(医師)があまりデータを残していない事案だったのだが、専門員の先生が、「客観的な資料がないので何とも言い難い」としつつ、「被告(医師)はちゃんと検査をやっていると言っているので、主治医が裁量権を持って主治医の判断でやったということであれば不適切とは言えない」という発言をされた。「適切な検査をしていた」という医師の発言を前提として、「不適切とはいえない」とされたのでは、医師の治療が不適切な場合は非常に限られてしまう懸念があると感じた。	
問11	関与の結果(良かった点)		・医学的知見が得られた ・公正中立の印象を受けた ・鑑定事項の検討に役立った ・和解に役立った	・医学的知見が得られた ・和解に役立った	・医学的知見が得られた ・公正中立の印象を受けた ・和解に役立った(結果的には)
	関与の結果(悪かった点)	発言が知見の補充の範囲を超えて意見にまたがっていた			不明朗であった(説明が専門用語多用でわかりにくかった)
問12	意見・感想	・専門委員は不要あるいは弊害がある(結局、鑑定と変わらない) ・専門委員の役割をもっとはっきりさせるべきである ・専門委員の役割はあくまで知見の補充にとどめるべきである ・手続的に位置づけがあいまいである	・専門委員は不要あるいは弊害がある(弊害の例: 当たり外れが激しいやに側聞している) ・知見の補充だけでなく、当事者に異議がなければ意見を述べてもらってよいと思う ・専門委員に事実上鑑定にわたる意見を言ってもらってもよいと思う ・裁判所の判断に専門委員の意見を反映させて良いと思う。 ・手続的に位置づけがあいまいである。	・専門委員の役割をもっとはっきりさせるべきである ・知見の補充だけでなく、当事者に異議がなければ意見を述べてもらってよいと思う	・専門委員の役割をもっとはっきりさせるべきである ・知見の補充だけでなく、当事者に異議がなければ意見を述べてもらってよいと思う ・裁判所の判断に専門委員の意見を反映させて良いと思う ・関与にあたって制度の趣旨・役割の範囲などもっと十分な説明をすべきである。 ・手続的に位置づけがあいまいである。
問13	その他	専門委員が当該事件について意見を述べるので、それで裁判所が心証をとってしまい、その心証による和解が提示された。簡易鑑定の様な機能になっていると感じた。実質的に専門委員の意見ですべてが決まるのはおかしい。		「知見」と「意見」との区別がとてもあいまいと感じた。本件では、原被告双方が、質問事項でも、期日でも、「意見」を求めるような質問を行った。裁判所からは何の指摘もなかった。第三者から意見を聴くことは、リスクはあるが、その後の見通しが立てられるので、原被告の同意があればある程度意見は述べてもらってもよいと思った。	

【第3次アンケート回答による代理人の意見】

①事件〔35部。歯科〕の結果（和解）

原告　＋　公正中立の印象を受けた。争点が明確になった。和解に役立った。

専門委員はもっと活用すべき。異議がなければ意見も可。鑑定にわたる意見も可。（簡易鑑定的な意見の開陳）

－　言及なし。

被告　＋　医学的知見が得られた。和解に役立った

－　知見の範囲を超える意見になっていた。知見の補充に止まるべき。

②事件〔30部。産婦人科（母体事故、胎児事故）〕の結果（和解）

原告　＋　公正中立の印象を受けた。争点が明確になった。医学的知見が得られた。和解に役立った。（簡易鑑定的な意見の開陳）

専門委員はもっと活用すべき。異議がなければ意見も可。鑑定にわたる意見も可。専門委員を鑑定人とする鑑定可。

依頼者の説得に役立った。

－　言及なし。

被告　＋　医学的知見が得られた。公正中立の印象を受けた。

－　知見の補充に止まるべき。手続的位置づけがあいまい。

③事件〔30部。歯科〕の結果（和解）

原告　＋　医学的知見が得られた。公正中立の印象を受けた。和解に役立った。

異議がなければ意見も可。

被告　＋　争点が明確になった。和解に役立った。

（簡易鑑定的な意見の開陳）

－　知見の範囲を超える意見になっていた。知見の補充に止まるべき。

④事件〔35部。脳神経内科〕の結果（和解）

原告 + 医学的知見が得られた。尋問の内容・方法などが充実した。
専門委員を鑑定人として鑑定してもらってもよい（ただし、複数）。

- － 単独意見で客観的評価がされていない。提供する医学的知見が偏っていた。医学的知識不十分。公正中立の印象を受けず。専門委員の役割をもっとはっきりさせるべき。専門委員もどうしても病院側にたって意見を述べることもある。学会レベルでの意見を表明できる委員の選任を期待したい。

被告 + 医学的知見が得られた。公正中立の印象を受けた。和解に役立った。専門委員はもっと活用すべき。

- － 知見の補充に止まるべき。専門委員の役割をはっきりさせるべき。

⑤事件〔30部。歯科〕の結果（和解）

原告 + 医学的知見が得られた。争点が明確になった。和解に役立った。

- － 本件の具体的事情を前提とした質問はしないと言われていたが、専門委員がすすんで本件に照らした意見を述べていた、知見の補充の範囲を超えていた。知見の補充に止まるべき。専門委員の役割をはっきりさせるべき。

被告 + （回答者：専門委員の期日終了後の受任）

- － 診療経過に関する資料が提供されないまま関与。新旧義歯、患者の口腔模型提示されず。質問事項に事実誤認に基づくものあり。専門委員の発言を前提に和解検討指示。前提の訴訟指揮が適切でなければ専門委員制度の円滑な運用はできない。

⑥事件〔千葉地裁。小児（内）科〕の結果（回答は継続中）（後に和解）

原告 + 医学的知見が得られた。公正中立の印象を受けた。鑑定事項の検討に役立った。争点が明確になった。

専門委員はもっと活用すべき。異議がなければ意見も可。鑑定にわたる意見も可。裁判所の判断に専門委員の判断を反映させてよい。

- － 専門委員の役割をはっきりさせるべき。
- 被告 + 医学的知見が得られた。争点が明確になった。
専門委員はもっと活用すべき。異議がなければ意見も可。
- － 専門委員の役割をはっきりさせるべき。

⑦事件〔14部。歯科〕の結果（判決〔相当程度の賠償額認容〕、

控訴審継続中→和解）（被告⑦-1）

（後に一審認容額程度の和解成立のようである。）

- 原告 + （原告の主張を認めない意見もあったが、）判決の結果に照らし一応納得（簡易鑑定的な意見の開陳）。

- － 裁判所は専門委員におんぶに抱っこ、丸投げの印象。

被告-1

- + 公正中立の印象を受けた。尋問の内容・方法などが充実。
ほぼ被告主張に沿った意見で不満なし。

- － 裁判所は専門委員の意見をほぼすべて採用して事実認定。専門委員の意見が裁判所の判断を大きく左右することに危機感覚える。専門委員意見が唯一絶対のものとは限らない。

被告-2

- + 公正中立の印象を受けた。
和解に役立った（簡易鑑定的な意見の開陳）。
専門委員はもっと活用すべき。異議がなければ意見も可。鑑定にわたる意見も可。
- － 言及なし。

⑧事件〔14部。整形外科〕の結果（和解）

- 原告 + 医学的知見が得られた。争点が明確になった。和解に役立った。協力医が見つからなかった

（簡易鑑定的な意見の開陳）

専門委員はもっと活用すべき。

- － 手続的位置づけがあいまい。

- 被告 + 医学的知見が得られた。公正中立の印象を受けた。

- － 言及なし。

⑨事件〔３５部。消化器外科〕の結果（和解）

- 原告　＋　和解に役立った。（簡易鑑定的な意見の開陳）
異議がなければ意見も可。
有利な意見（医師の注意義務違反が認められる方向の意見）。
－　専門委員の意見で裁判所がかなり心証を固めた。逆の意見を
考えれば、専門委員関与の影響の大きさを感じた。
- 被告　＋　医学的知見が得られた。
－　言及なし。

⑩事件〔３５部。産婦人科・母体事故〕の結果（和解）

- 原告　＋　医学的知見が得られた。和解に役立った。資力なき当事者には
有り難い。
（簡易鑑定的な意見の開陳）
専門委員はもっと活用すべき。異議がなければ意見も可。
－　手続的位置づけがあいまい。
相手方有利な見解が裁判所判断に直結…は差し控えて欲しい。複数の専門委員が必要。
- 被告　＋　医学的知見が得られた。公正中立の印象を受けた。和解に役
立った。異議がなければ意見も可。
文献提示のうえきちんとした意見が得られた。
－　言及なし。

⑪事件〔３４部。脳外科〕の結果（判決）

- 原告（判決後の回答）
＋　公正中立の印象を受けた。争点が明確になった。
（簡易鑑定的な意見の開陳）
－　知見の範囲を超える意見になっていた。専門委員は不要・弊
害あり。調書化に際し不正確な記載。調書化された当日の発
言につき、根拠等を確認できるよう運用しなければ、専門委員
の発言内容が一人歩きし裁判官の判断を歪める結果となり弊
害大きい。追加の質問の機会も与えられず、訴訟指揮に重大な

疑義。

被告（判決前、係属中の回答）

- ＋ 医学的知見が得られた。争点が明確になった。尋問の内容・方法などが充実。

（簡易鑑定的な意見の開陳）

専門委員はもっと活用すべき。異議がなければ意見も可。

- － 専門委員の役割をもっとはっきりさせるべき。

⑫事件〔35部。整形外科・整骨院〕の結果（和解）

原告　＋　医学的知見が得られた。公正中立の印象を受けた。争点が明確になった。和解に役立った。専門委員はもっと活用すべき。

- －　不明朗であった。手続的に位置づけがあいまい。

専門委員の意見にかかわらず、裁判所は和解金額の提示の準備をしていた。

被告　＋　医学的知見が得られた。公正中立の印象を受けた。和解に役立った。専門委員はもっと活用すべき。異議がなければ意見も可。

- －　専門委員の役割は知見の補充に止まるべき。

関与にあたって制度の趣旨・役割の範囲などもっと十分な説明をすべきである。

専門委員の意見が一人歩きして裁判所に誤った心証を与える可能性がある。

※ 専門家による一般的意見としての位置づけがよい。

⑬事件〔35部。内科・介護施設、救急〕の結果（和解）

原告　＋　言及なし。

- －　（裁判所からの勧めに同意した理由：専門的知識からアドバイスされると思っていた。→結果は違った。）

当該事件について意見を述べたので、実質的には鑑定に近いと感じた（その意見で裁判所が心証をとってしまい、和解が提示された。）。発言が補充の範囲を超え、意見にまたがっていた。専門委員は不要あるいは弊害がある。手続的に位置づけが

あいまい。専門委員の役割は知見の補充に止まるべき。専門委員の役割をもっとはっきりさせるべき。

実質的に専門委員の意見で全てが決まるのはおかしい。

被告 + 私的鑑定・意見書では証明が弱いため、同意した。

医学的知見が得られた。公正中立の印象を受けた。鑑定事項の検討に役立った。和解に役立った。当事者に異議がなければ意見も可。鑑定にわたる意見も可。

－ 手続的に位置づけがあいまい。

専門委員は不要若しくは弊害あり（当たり外れが激しいやに側聞している。）

⑭事件〔14部。歯科〕の結果（和解）

原告 + 原告側で協力医が見つけれなかった。→書証・治療経緯につき、専門的意見が必要だった。原告本人にとっても客観的かつ専門的意見を聴くことは重要と判断。医学的知見が得られた。和解に役立った。当事者に異議がなければ意見も可。リスクはあるが、その後の見通しがたてられる。

－ 専門委員の役割をもっとはっきりさせるべき。「知見」と「意見」との区別が曖昧。手続的に位置づけがあいまい。

本件は、被告医師が余りデータを残していない事案で、「客観的資料がないので何とも言い難い」と言いつつも、専門委員が「被告医師は検査をやっていると言っているので、主治医が裁量権を持って主治医の判断でやったということであれば、不適切とは言い難い」と発言。「医師の発言を前提として不適切とは言えない」とされたのでは「不適切」な場合が非常に限られてしまう懸念がある。

被告 + 裁判所からの提示で不同意とするにも気が引けた点があるが、争点整理のために関与させることがよいとも思えた。医学的知見が得られた。公正中立の印象を受けた。（結果的には）和解に役立った。当事者に異議がなければ意見も可。裁判所の判断に専門委員の意見を反映させてもよいと思う。

－ 不明朗であった（説明が専門用語多用で分かりにくかった。）。

専門委員の役割をもっとはっきりさせるべき。関与にあたって制度の趣旨・役割の範囲などもっと十分な説明をすべき。手続的に位置づけがあいまい。

添付資料3-1

第2次アンケート集計結果

		①被告	②被告	④被告	⑥原告	⑨被告
問1	係属部・裁判官	14部	14部	34部	30部	14部
	終了事由	和解	判決	和解	和解	和解
問3	診療科目	整形外科	消化器外科	産婦人科	眼科(LASIK)	整形外科・皮膚科
問4	専門委員の所属					
問5	利用目的	争点整理 和解	CT読影	争点整理	証拠調べ	争点整理
問6	関与の経緯	裁判所からのすすめ 原告の希望	裁判所からのすすめ	裁判所からのすすめ	裁判所からのすすめ	裁判所からのすすめ
問7	人選方法	裁判所から単数候補	裁判所から単数候補	裁判所からの単数候補	裁判所から単数候補	不明
問8	裁判所からの事前の説明	あり 制度の趣旨、関与の目的、理由、選任の方法	あり 関与の目的、理由	あり 関与の目的、理由	あり 関与の目的、理由	あり 制度趣旨、関与の目的、理由
問9	同意したか？	はい	はい	はい	はい	はい
	理由	原告側の医学的検討不十分であり、訴訟進行に支障があったため(原告の資力では協力医に意見書作成を依頼することができなかった)	CT読影にかかわる共通認識を期待して同意した。しかしながら、期待は大きくはずれた	新生児死亡の事案で分娩記録上、遅発一過性除脈が判読できるか否かが争点だったため、専門家の知見が不可欠だった		原告が代理人をつけておらず、医学的知見についての議論ができない状況であった
問10	専門委員の実際の活動	医学的知見についての解説 裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成) 文献の教示 争点整理(助言・意見)	自論に終始	医学的知見についての解説 裁判所の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成)	医学的知見についての解説 裁判所の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成)	裁判所等の質問に対する回答(予め質問事項は作成せずその場で裁判所・当事者が適宜質問した)簡易鑑定的な意見の開陳
問11	関与の結果(良かった点)	医学的知見が得られた 公正中立の印象を受けた 争点が明確になった 和解に役立った	なし	医学的知見が得られた 争点が明確になった 和解に役立った	医学的知見が得られた	医学的知見が得られた
	関与の結果(悪かった点)	なし	提供する医学的知見が偏っていた 医学的知識が十分でなかった 発言が知見の補充の範囲を超えて意見にまたがっていた 公正中立という印象を受けなかった 弁論主義・当事者主義に反しているところがあった 不明朗であった 役に立たなかった			医学的知識が十分でなかった
問12	意見・感想	専門委員制度はもっと活用すべきである 専門委員の役割をもっとはっきりすべきである 知見の補充だけでなく、当事者に異議がなければ意見を述べてもらってもいいと思う	専門員は不要あるいは弊害がある 専門委員の役割をもっとはっきりさせるべきである 専門委員の役割はあくまで知見の補充にとどまるべきである 手続的位置づけがあいまいである	専門委員制度はもっと活用すべきである	専門委員の役割はあくまで知見の補充にとどめるべきである	活用すべきとは思いますが、専門性の点で不十分な医師が選任されることがあり、適切な人選はとても難しい
問13	その他				安いので一般的な知見に限ってはもう少し活用されてもよいと思います	

第2次アンケート集計結果

		⑩原告	⑩被告	⑪原告	⑪被告	⑫原告	⑫被告
問1	係属部・裁判官	35部	35部	30部	30部	34部	34部
	終了事由	控訴	控訴	和解	和解	和解	和解
問3	診療科目	脳神経外科	脳神経外科	眼科	美容整形	歯科(補綴)	歯科
問4	専門委員の所属	都立病院	都立病院	大学病院	大学病院	診療所	診療所
問5	利用目的	和解	証拠調べ、和解、 実質的な鑑定	争点整理	争点整理	争点整理	争点整理・和解
問6	関与の経緯	裁判所からの すすめ	裁判所からのすす め	裁判所からのすす め(費用がか からない点を強 調された)	裁判所からのすす め	原告の希望	裁判所からのすすめ (訴訟指揮)
問7	人選方法	裁判所から単 数候補	裁判所から単数候 補	裁判所から単数 候補	裁判所から単数 候補	裁判所から単数候 補	裁判所から単数候補 補
問8	裁判所からの事前 の説明	あり 制度の趣旨	ない	ない	あり(制度の趣 旨、関与の目的・ 理由)	ない	あり(制度の趣旨、関与 の目的・理由、選任の 方法)
問9	同意したか?	はい	はい	はい	はい	はい	はい
	理由			費用がかからない。 その後鑑定を求めることも 可能なので「とり あえず」という感 覚が強かった		原告から希望した	原告は代理人とともに 期日に出頭してきてい たため、専門委員の 解説を通して原告自身 にも直接に医療側の主 張の合理性を認識して もらいたかった
問10	専門委員の実際の 活動	裁判所の質問 に対する回答 (質問事項は当 事者双方と裁 判所が協議し て作成)	医学的知見につ いての解説 裁判所の質問に 対する回答(質問 事項は当事者双方 と裁判所が協議 して作成)	医学的知見につ いての解説 裁判所の質問に 対する回答(質問 事項は当事者双 方と裁判所が協 議して作成)	医学的知見につ いての解説 裁判所の質問に 対する回答(質問 事項は当事者双 方と裁判所が協 議して作成) 争点整理(意見)	医学的知見につ いての解説 裁判所の質問に 対する回答(質問 事項は当事者双方 と裁判所が協議 して作成)	医学的知見につ いての解説 裁判所等の質問に 対する回答(予め 質問事項は作成 せずその場で裁 判所・当事者が適 宜質問した)
問11	関与の結果(良かった 点)	医学的知見が 得られた	医学的知見が得ら れた 公正中立の印象を 受けた	何もない	医学的知見が得 られた 公正中立の印象 を受けた	医学的知見が得ら れた 公正中立の印象を 受けた 争点が明確になった 和解に役立った	医学的知見が得られ た 公正中立の印象を受 けた 争点が明確になった 和解に役立った
	関与の結果(悪かった 点)	特になし		提供する医学的 知見が偏っていた 医学的知識が十分 でなかった 不明朗であった 役に立たなかった			当該事件については悪 かった点はない
問12	意見・感想	専門委員の役 割をもっとはき りさせるべき である	専門委員を鑑定人 として鑑定して も良かったと思う 専門委員に事実上 鑑定にわかる意 見を言ってもら ってもいいと思 う 裁判所の判断に 専門委員の意見 を反映させて良 いと思う 手続的に位置づ けがあいまいで ある	専門委員は弊害 がある	専門委員制度は もっと活用すべ きである 知見の補充だけ でなく、当事者 に異議がなければ 意見を述べても らって良いと思 う(前提として 公平中立な委員 に限る) 裁判所の判断に 専門委員の意見 を反映させても 良いと思う	専門委員制度は もっと活用すべ きである 知見の補充だけ でなく、当事者 に異議がなければ 意見を述べても らって良いと思 う(前提として 公平中立な委員 に限る) 裁判所の判断に 専門委員の意見 を反映させても 良いと思 う	専門委員制度は もっと活用すべ きである 専門委員の役割 をもっとはきり させるべきであ る 知見の補充だけ でなく、当事者 に異議がなければ 意見を述べても らって良いと思 う 裁判所の判断に 専門委員の意見 を反映させても 良いと思 う
問13	その他					原告代理人として 事案によっては 費用がかからない 専門委員が立証 上、役に立つこ ともあると思う。 まさに自分のケ ースがそうだった	医学的知見に基づく 一般的な解説のみ では参考文献の 提出と同じ効果 しかない。あくま でも、当事者の同 意は条件であろ うが、ある程度 は「意見」を述べ ることによって よいと思う

添付資料3－2

【第2次アンケート回答による代理人の意見】

①事件〔14部。整形外科〕の結果（和解）

- 被告** + （原告の資力では協力医に意見書作成を依頼できなかった。）
医学的知見が得られた。公正中立の印象を受けた。争点が明確になった。和解に役立った。専門委員制度はもっと活用すべき。
当事者に異議がなければ意見も可。
－ 専門委員の役割をもっとはっきりさせるべき。

②事件〔14部。消化器外科〕の結果（判決）

- 被告** + 言及なし。
－ CT読影にかかわる共通認識を期待して同意した。大きく期待はずれ。自論に終始。医学的知見が偏っていた。医学的知識が十分でなかった。発言が補充の範囲を超え、意見にまたがっていた。公正中立という印象を受けなかった。弁論主義・当事者主義に反しているところがあった。不明朗であった。役に立たなかった。専門委員は不要あるいは弊害がある。手続的に位置づけがあいまい。専門委員の役割をもっとはっきりさせるべき。専門委員の役割は知見の補充に止まるべき。

④事件〔34部。産婦人科〕の結果（和解）

- 被告** + 医学的知見が得られた。争点が明確になった。和解に役立った。専門委員制度はもっと活用すべき。
－ 言及なし。

⑥事件〔30部。眼科(LASIK)〕の結果（和解）

- 原告** + 医学的知見が得られた。安いので一般的知見に限ってはもう少し活用されてもよい。
－ 専門委員の役割知見の補充に止まるべき。

⑨事件〔14部。整形外科・皮膚科〕の結果（和解）

- 被告** （原告が代理人をつけていなかった）
+ 医学的知見が得られた。

- － 医学的知識が十分でなかった。専門性の点で不十分な医師が選任されることがあり、適切な人選はとても難しい。

⑩事件〔35部。脳神経外科〕の結果（判決→控訴審係属中）

- 原告** + 医学的知見が得られた。
- － 専門委員の役割をもっとはっきりさせるべき。
- 被告** + 医学的知見が得られた。公正中立の印象を受けた。専門委員を鑑定人として鑑定してもらってもよい。事実上鑑定にかわる意見を言ってもらってもいうよい。裁判所の判断に専門委員の意見を反映させてよい。
- － 手続的に位置づけがあいまい。

⑪事件〔30部。眼科・美容整形〕の結果（和解）

- 原告** + 何もない。（費用がかからないので、後に鑑定を求めることも可能なので、「とりあえず」同意した。）
- － 医学的知見が偏っていた。医学的知識が十分でなかった。不明朗であった。役に立たなかった。弊害がある。
- 被告** + 医学的知見が得られた。公正中立の印象を受けた。専門委員制度はもっと活用すべき。当事者に異議がなければ意見も可（前提として公平中立な委員に限る）。裁判所の判断に専門委員の意見を反映させてよい。

⑫事件〔34部。歯科（補綴）〕の結果（和解）

- 原告** + 医学的知見が得られた。公正中立の印象を受けた。争点が明確になった。和解に役立った。専門委員制度はもっと活用すべき。当事者に異議がなければ意見も可（前提として公平中立な委員に限る）。裁判所の判断に専門委員の意見を反映させてよい。

原告から希望した。費用がかからない専門委員が立証上役に立つこともある（本ケースも）。

- 被告** + 医学的知見が得られた。公正中立の印象を受けた。争点が明

確になった。和解に役立った。専門委員制度はもっと活用すべき。当事者に異議がなければ意見も可。裁判所の判断に専門委員の意見を反映させてよい。

2009年11月24日

専門委員制度に関するアンケートの結果と分析

東京三弁護士会医療関係事件検討協議会

専門委員制度検証小委員会

委員長 五十嵐 裕美

委員 高 芝 利 仁

南 出 行 生

藤 田 謹 也

弓 仲 忠 昭

石 川 順 子

福 地 直 樹

小 西 貞 行

伊 東 亜 矢 子

(登録順)

1. 本アンケートの目的

当小委員会では、2003（平成15）年民事訴訟法改正で導入された専門委員制度を検証する目的で、2008（平成20）年3月、専門委員制度検証小委員会報告書を発刊した。本アンケートは、その後の東京地方裁判所における専門委員制度の実態を把握する目的で実施したものである。

平成18年6月から平成20年6月までの2年間に、東京地方裁判所で行われた12件の専門委員選任事件を対象とし、原告・被告双方の代理人23名（1件は本人訴訟）にアンケートを送付し、11通の回答を得た（回答率47.8%）。対象事件は添付資料1のものである。事件数としては、8件の事件から情報提供

があったことになる。

2. アンケートの結果

アンケートの結果については、添付資料2の表にまとめたとおりである。アンケートの母数が少ないため、統計的に有意な差までは認められないが、若干の傾向は把握できるものと思われる。

主な内容について検討する。

(1) 係属部

専門委員が利用された12事件の係属部の内訳は、民事14部が4件、民事30部が4件、民事34部が2件、民事35部が2件である。

(2) 診療科

回答があった8件のうちの診療科は、眼科2件（うち1件は眼科と美容外科）、整形外科2件（うち1件整形外科と皮膚科）、消化器外科・産婦人科・脳神経外科・歯科各1件となっている。

(3) 終了事由

和解が6件。判決が2件である。

母数が少ないが、東京地裁医療集中部の和解率がおおよそ70%であることを踏まえると、専門委員が選任される事件だからといって特に和解率が高いとは言えないということができるかもしれない。

(4) 利用目的・関与の経緯

専門委員の利用目的については、争点整理のためとする回答が多く、関与の経緯としては、裁判所のすすめが多かった。

なお、裁判所から進められた際に「費用がかからない点を強調された」との回答が1件あった（⑪原告）。

(5) 人選方法

裁判所から単数の候補を示されたケースが多く、専門委員の給源がさほど豊

富ではない実態を反映している可能性がある。

（６）事前の説明と同意

専門委員の採用に関しては、事前に裁判所から関与の目的などの説明があり、当事者代理人の同意が求められているようである。

同意の理由としては、特に原告側に専門的知見が不足していたケースが２件ある（①被告、⑨被告）。また、被告側からの指摘ではあるが、「原告に専門委員の解説を通して被告主張の合理性を納得してもらいたかった」との回答もある（⑫被告）。専門的知見が不足していたというケースの中には、本来、提訴前に原告代理人側で十分な調査を行って知見を得ておくべき場合も含まれている可能性がある。

（７）専門委員の活動の実際

「医学的知見についての解説」という回答が多数であり、専門委員制度の本来の目的からすると当然であると思われる。

「裁判所等の質問に対する回答」との答えも多かったが、専門委員の説明と意見の境界が不明確であることは、前回報告書でも指摘したとおりであり、どのような質問事項を作成しているかによって、専門委員の活動の実際は異なると思われる。

なお、１件のみ「簡易鑑定的な意見の開陳」（⑨被告）との回答があり、東京地裁における運用の実例かもしれない。

また、「自論に終始」との回答があった（②被告）。この件は、その後、カンファレンス鑑定で専門委員の意見が否定された事案であり、専門委員における給源や専門性の問題の現れであると思われる。

（８）関与の結果と代理人の感想

「医学的な知見が得られた」「公正中立の印象を受けた」など、肯定的な意見が多かった（①被告、④被告、⑥原告、⑨被告、⑩原告、⑩被告、⑪被告、⑫原告、⑫被告）。他方、「提供する医学的な知見が偏っていた」「医学的知

識が十分でなかった」とする回答もあり（②被告、⑨被告、⑪原告）、前項同様に専門委員の給源や専門性に、問題がある可能性がある。

また、「専門委員制度はもっと活用すべきである」「当事者に異議がなければ意見を述べてもらって良い」との意見（①被告、④被告、⑩被告、⑪被告、⑫原告、⑫被告）がある一方、「専門委員は不要あるいは弊害がある」（②被告、⑪原告）との意見もあり、「医学的な知見が得られた」との事件の代理人でも「専門委員の役割は医学的知見の補充にとどめるべき」との意見もある（⑥原告）。

3. まとめ

全体としては、まず、約2年間に12件での専門委員の採用という点で、東京地方裁判所においては必ずしも専門委員の利用率が高いとは言えないということができるのではないかとと思われる。

代理人の専門的知見不足による専門委員利用の事案の中には、本来であれば提訴前の調査段階で専門的知見を得ておくべき場合もある可能性があり、代理人の専門化を進めるべきではないかと考えられる。また、鑑定のような費用と時間を要する手続を回避できるという点で、特に歯科や美容外科など訴額が高額にならない事案で利用される傾向もあるように思われる。この点では、裁判外の紛争処理手続を充実化させることも適切な紛争解決のために有用であるのではないかとと思われる。

平成21年7月に最高裁判所事務総局から発行された「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」では、以前として、医療過誤訴訟は審理期間が長く（過払金等以外の民事第一審訴訟の平均審理期間8.1ヶ月に対し、医療関係訴訟は24.7ヶ月）、長期間の要因の一つとして「争点整理段階での専門的知見の不足」が指摘されている（同報告書）。同時に、同報告書では、①専門委員関与事件では、人証調べを実施した事件における平均争点整理期日回数が、非関与事件より多い

こと、②医療集中部設置庁では、争点調べの期間が非設置庁より短いこと、が指摘されている。

医療集中部の専門性が比較的高く、かつ、医療専門弁護士が相対的に多い東京においては、専門委員の利用のニーズは相対的に低いことが推認できる。本アンケートの結果も、それに添う内容ではないかと思われる。

以上

<添付資料>

- 1, アンケート対象事件一覧
- 2, アンケート回答結果集計表

添付資料4

2012年（平成24年）11月29日

東京地方裁判所平成20年（ワ）第0000号事件

原告代理人

弁護士

先生

東京弁護士会（担当会）

会 長 齋 藤 義 房

東京三弁護士会医療関係事件検討協議会

委 員 長 五十嵐 裕 美

同 専門委員制度検証小委員会

小委員長 弓 仲 忠 昭

専門委員制度アンケートのお願い

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、民事訴訟法の改正により新設された専門委員制度が施行されてから8年余りが経過いたしました。専門委員制度導入の際には各方面の弁護士から問題点や危惧も表明されていたところであり、導入後同制度がどのように利用され、健全に機能しているのか、裁判所による検証とは別に、弁護士会側からの検証作業も必要ではないかとの趣旨から、当協議会でも小委員会を設けて検討をしてまいりました。

当協議会では、2006年（平成18年）1月及び2008年（平成20年）10月に同制度についてのアンケートを実施いたしました。その後の運用状況を把握し、今後の同制度の運用についてさらに検討するため、裁判所から当委員会へ専門委員関与事件の通知を受け、前回アンケート実施以降に同制度をご経験された先生方を対象に、その実情についてのアンケート調査を引き続き実施しております。

そこで、先生にはご多忙中のところ恐縮ですが、本アンケートの趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

本アンケートは1事件につき1通のご回答をいただく形式になっておりますので、もし複数の医療過誤事件について専門委員制度をご経験されておられる場合は、大変お手数をおかけしますが、本アンケート用紙をコピーしていただき、1事件について1通のご回答をいただけますと幸いです。ご回答の際には、同封の返信用封筒にて、ご送付ください。

なお、ご回答をいただいた先生方には、将来、当アンケートの集計結果を取りまとめた際に、ご報告させていただきます。

本アンケートの回答結果を専門委員制度のより良い活用に使って行く所存ですので、何卒、ご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

別紙の質問の回答欄にレ点をお付けいただくか、記入欄へのご記入をお願いいたします。

なお、集計整理の都合上12月14日までに、同封の返信用封筒で郵送、または、下記担当事務局宛にFAX送信にて、ご回答いただけると幸甚です。

なお、何かご質問・ご意見がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

敬具

1. 先生がご担当された事件

(1) 係屬裁判所
係屬部

裁判長・裁判官名 _____

(2) 現在の進行状況

☐第一審係属中 ☐控訴審係属中 ☐終了 ☐その他

(3) 終了の場合

和解 (年 月 日)

判決（ 年 月 日）

その他 ()

2. 先生はどのようなお立場でご担当なさいましたか。

☐原告 ☐被告 ☐補助参加人 ☐その他（ ）

3. 先生がご担当された事件の診療科目（括弧内の該当する診療科項目の細分類にも可能でしたらレ点をおつけ下さい。複数記入可）。

☐内科 { ・呼吸器 ・循環器 ・消化器 ・脳神経 ・その他 () }

□外科 { ・一般外科 ・脳外科 ・心臓外科 ・呼吸器外科 ・消化器外科
・泌尿器科 ・その他 () }

☐ 整形外科

□産婦人科 { ・母体事故 ・胎児事故 ・新生児事故 ・婦人科 ・その他

$$\left(\begin{array}{c} \vdots \\ \vdots \\ \vdots \end{array} \right) \}$$

□小児科 {・小児外科 ・小児内科 ・その他 () }

☐眼科

□耳鼻咽喉科

☐精神・神経科☐形成外科☐美容整形

☐歯科 { ☐補綴歯科 (・インプラント ・義歯 ・その他) ☐矯正歯科

☐ 顎口腔外科 ☐ 不明 }

☐ その他 ()

4. 専門委員の方の氏名、所属、専門分野がわかればご記載下さい。

氏名： 所属病院等： 専門：

氏名： 所属病院等： 専門：

5. 専門委員の制度を利用した目的は何でしたか(結果をみてのご意見でも結構です。 複数記入可)。

☐ 争点整理

☐ 証拠調べ

☐ 和解

☐ その他 ()

☐ 不明

6. 専門委員関与の経緯をご教示下さい。

☐ 裁判所からのすすめ(訴訟指揮・示唆)

☐ 原告の希望

☐ 被告の希望

☐ 双方もしくはどちらともなく希望

☐ その他 ()

7. 専門委員人選の方法をご教示下さい。

☐ 裁判所から単数の候補者を示された。

☐ 裁判所から示された複数の候補者の中から選択した。

☐ 当事者が推薦した。

☐ 学会から推薦を受けた。

☐ 不明

8. 専門委員関与に際し、裁判所から事前に制度の趣旨、関与の理由などの説明がありましたか。

☐ ない

☐ あり⇒(ありとお答えの場合、どのような説明がありましたか)

☐ 制度の趣旨 ☐ 関与の目的、理由 ☐ 選任の方法

☐ 専門委員の意見の証拠上の取り扱いについて

☐ 専門委員の説明・意見の記録化などの訴訟上の取り扱いについて

☐ その他 ()

9. 専門委員が手続に関与することについて同意しましたか。

☐ はい

☐ いいえ

*同意した理由あるいは不同意とした理由などに関し、ご意見、ご感想などをご自由にお書き下さい。

--

10. 専門委員は実際に何をしましたか(複数回答可)。

☐医学的知見についての解説

☐裁判所等の質問に対する回答

☐質問事項は裁判所が作成 ☐質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成

☐予め質問事項は作成せずその場で裁判所のみが質問した ☐予め質問事項は作成せずその場で裁判所・当事者が適宜質問した ☐その他（ ）}

☐文献の教示

☐争点整理に関して {☐助言 ☐意見 ☐その他（ ）}

☐証拠調べに関して {☐助言 ☐意見 ☐その他（ ）}

☐鑑定事項に関して {☐助言 ☐意見 ☐その他（ ）}

☐鑑定人に関して {☐助言 ☐意見 ☐その他（ ）}

☐和解に関して {☐助言 ☐意見 ☐その他（ ）}

☐簡易鑑定的な意見の開陳

☐不明

☐その他（ ）

* 専門委員のしたことでも気になったことがあれば、ご自由にお書き下さい。

--

11. 専門委員の関与の結果について

(1) 専門委員が関与して良かった点（複数回答可）

☐医学的知見が得られた。

☐公正中立の印象を受けた。

☐争点が明確になった。

☐適切な鑑定人の選任に役立った。

☐鑑定事項の検討に役立った。

☐尋問の内容・方法などが充実した。

☐和解に役立った。

☐その他（ ）

(2) 専門委員が関与して悪かった点（複数回答可）

☐提供する医学的知見が偏っていた。

☐医学的知識が充分でなかった。

☐発言が知見の補充の範囲を越えて意見にまたがっていた。

☐公平中立という印象を受けなかった。

☐弁論主義・当事者主義に反しているところがあった。

☐不明朗であった。

☐役に立たなかった。

☐その他（ ）

12. 関与の仕方、運用等についての意見・感想（複数回答可）

- ☐ 専門委員は不要あるいは弊害がある。（弊害の例： ）
- ☐ 専門委員制度はもっと活用すべきである。
- ☐ 専門委員の役割をもっとはっきりさせるべきである。
- ☐ 知見の補充だけでなく、当事者に異議がなければ意見を述べてもらって良いと思う。
- ☐ 専門委員の役割はあくまで知見の補充にとどまるべきである。
- ☐ 専門委員を鑑定人として鑑定をしてもらっても良いと思う。
- ☐ 専門委員に事実上鑑定にわたる意見を言ってもらっても良いと思う。
- ☐ 裁判所の判断に専門委員の意見を反映させて良いと思う。
- ☐ 関与にあたって制度の趣旨・役割の範囲などもっと十分な説明をすべきである。
- ☐ 手続的に位置づけがあいまいである。
- ☐ その他（ ）

13. その他どのようなことでも結構ですので、専門委員制度についてのご意見・ご感想を
ご自由にご記載願います（本アンケートに関する意見でも構いません）。

ご協力有り難うございました。ご回答いただいた日にち、ご氏名などご記入下さい。
(なお、回答者名は開示することはありませんが、もしお差し支えがありましたら無記名でも結構ですので、無記名欄にレ点をお願いいたします)

回答記載日 201 年(平成2 年) 月 日

所属弁護士会名 (弁護士会)

ご氏名 ()

☐ 無記名

以上

あとがき

本アンケート調査及び報告書作成にあたり、東京地方裁判所医療集中部（民事第14部、民事第30部、民事第34部、民事第35部）からの専門委員関与事件（終了事件）についてのご教示を受け、アンケートの実施が可能になりました。また、本報告書執筆にあたっては、最高裁判所事務総局民事局（第二課）から「専門委員参考資料（改訂版）」（2014〔平成26〕年2月作成）の提供を受け、最新の資料を参照することができました。

ご協力をいただいた東京地方裁判所の医療集中各部及び最高裁判所事務総局民事局、アンケートにご回答いただいた代理人の方々に深く感謝申し上げます。

また、2012（平成24）年7月に専門委員制度検証小委員会で第3次アンケート実施の議論を始めて以来、本報告書完成まで、アンケート項目の検討・確定、アンケートの発送・回収、アンケート結果の集約・分析、専門委員制度検証小委員会での担当委員の初稿をもとにしての議論、東京三弁護士会医療関係事件検討協議会での議論と、最後まで力をあわせて本報告書の完成に尽力いただいた委員各位、担当事務局その他の皆様に感謝しあとがきといたします。

2015（平成27）年6月1日

東京三弁護士会医療関係事件検討協議会

委員長 野原 卓夫

専門委員制度検証小委員会

委員長 弓 仲 忠 昭

専門委員制度アンケート結果報告書

発行 2015（平成27）年6月1日

東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会
〒100-0013

東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館

編集 東京三弁護士会医療関係事件検討協議会

